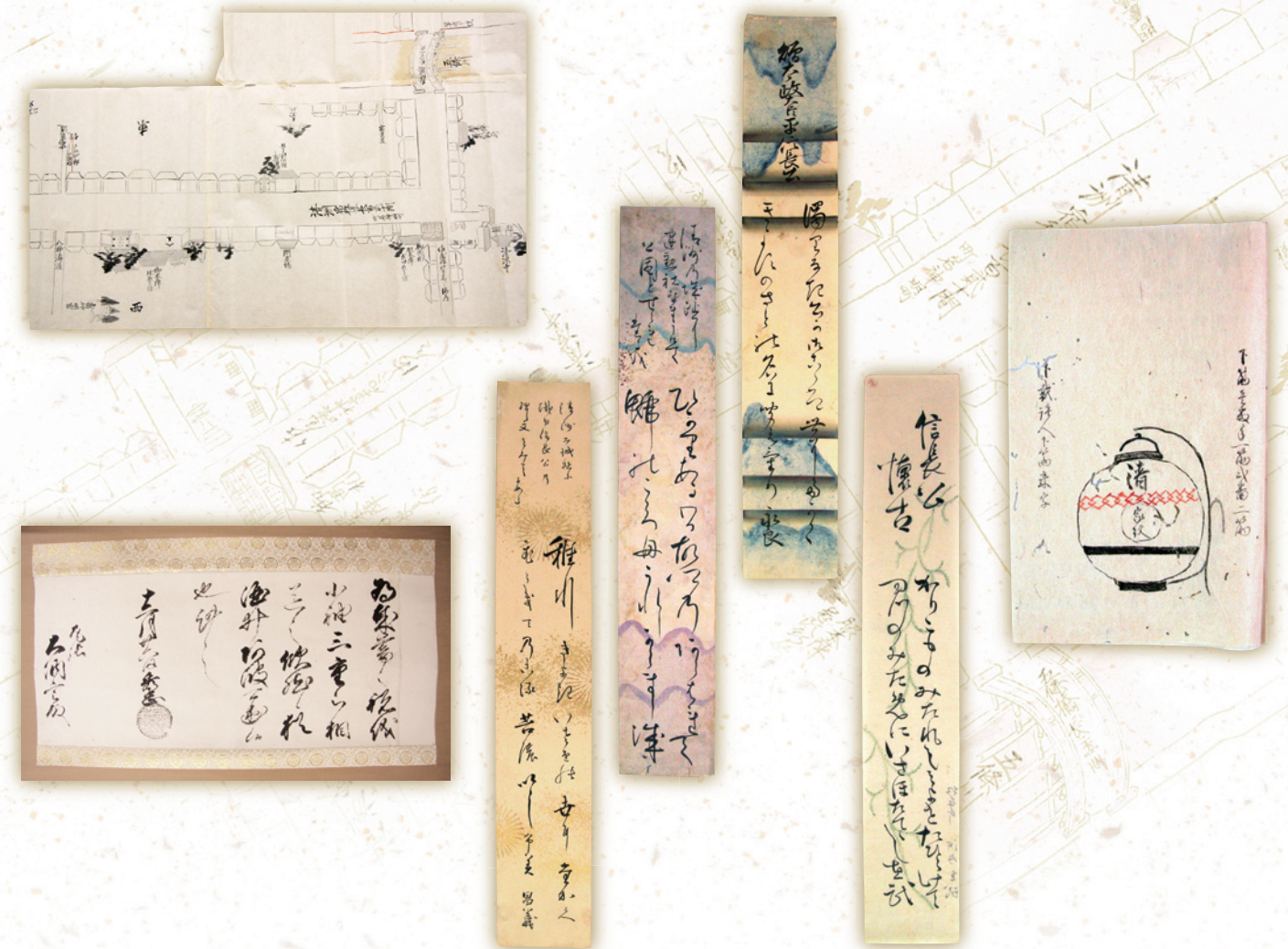


名古屋大学附属図書館2010年春季特別展  
(地域貢献特別支援事業成果報告)

# 尾張の古都 清洲と濃尾地域

— 名古屋開府400年記念 —



名古屋大学附属図書館2010年春季特別展 (地域貢献特別支援事業成果報告)

## 尾張の古都 清洲と濃尾地域

— 名古屋開府400年記念 —

発行日 2010年5月17日

編集・発行 名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

〒464-8601 名古屋市千種区不老町 B3-2(790)

TEL: 052-789-3667 FAX: 052-789-3693

<http://www.nul.nagoya-u.ac.jp>

©名古屋大学附属図書館

ISBN 978-4-903893-08-2

2010年5月17日(月)~6月11日(金)

名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

# 目 次

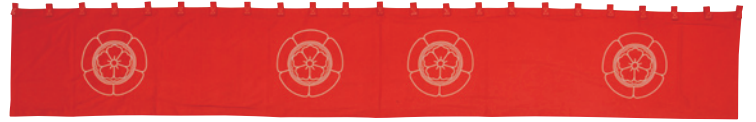
口絵	
2010年春季特別展開催にあたって	1
はじめに—清洲の武田家と竹田家文書—	2
武田（竹田）家系図	3
I 水を制するもの尾張を制す—清洲と治水—	4
コラム 1 清洲城下町の変遷	
II 清洲花火	11
コラム 2 清洲花火と武田家	
III 宿場町清洲	18
コラム 3 宿場の町並み	
IV 尾張の藩札と武田新蔵・河村新蔵	28
補論 武田新蔵の農方御勝手御用達任命とその背景	
V 清洲の帯刀人と非常守	34
コラム 4 尾張藩の帯刀人	
コラム 5 非常守	
VI 清洲の懐古と城跡の保存	46
コラム 6 明治の地方行政と清洲	
参考文献	54

出展史料のうち竹田家文書、河村家文書、高木家文書は名古屋大学附属図書館の所蔵である。





口絵2 [12] 船祭之飭附大略図 (『絵本清洲川』より)  
江戸時代 (名古屋市博物館所蔵)



口絵3 [13] 神明町の車楽の水引・幕・提灯 昭和時代  
(神明町所蔵)



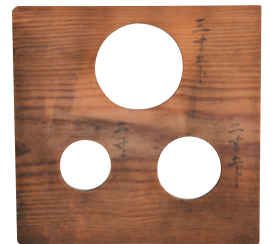
口絵4 [16] 花火玉型  
明治3・5年 (1870・72)  
(旧竹田家所蔵資料)



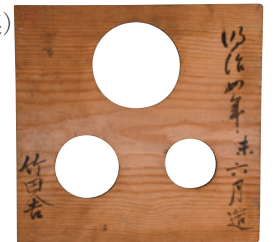
口絵5 [18] 花火玉皮と和紙紙片  
年未詳 (旧竹田家所蔵資料)



口絵6 [19] 花火玉皮と玉皮置き台  
年未詳  
(旧櫛田家所蔵資料・旧竹田家所蔵資料)



(裏)



口絵7 [22] 花火玉の運搬札 明治4年 (1871)  
(旧竹田家所蔵資料)



口絵8 [25] 清洲花火団  
扇絵 昭和6年 (1931)  
(個人蔵)



口絵9 [26] 竿頭  
年未詳 (旧竹田家所蔵資料)



(裏)



口絵10 [27] 火消し笠 年未詳 (旧竹田家所蔵資料)



口絵11 [31] 大筒 (『絵本清洲川』より) 江戸時代  
(名古屋市博物館蔵)



口絵12 [35] 花火大筒之目録の板木 (反転) 嘉永6年 (1853)  
(竹田家文書)

奉納  
贈正一位太政大臣織田信長公  
兼題院意 明治三十二年九月

わが清洲の里なる古城跡はこたひ拜借の幸  
榮を賜はりけは一の園を開き詞をまじり  
けて名にしだふ大神の建勳をなむくたへ  
神靈をなくさぬまつらまほしくよりて四方  
の風雅士たも發起者の志をたすけまほむ  
もことごとく歌詩書畫佛何れにまじり  
まはらむことをこひのみまうすにむあな  
かしこ

明治三十二年二月 尾張國清洲山井郡清洲町  
清洲古城跡保存會事務所

發起者

石原三郎	伊藤榮三郎	林新	林良
丹羽清雲	渡邊正三郎	岡村新	岡村清
加藤文左衛門	竹田正	竹田藤太郎	竹田藤太郎
竹田長兵衛	竹田野	竹田善太郎	竹田善太郎
高松定輔	織田秀	織田文	織田文
梅田利和	山田喜兵衛	安部文	安部文
鈴木久亮	高野利八	山田喜兵衛	山田喜兵衛

受納者

知伊藤左衛門	伊藤由太郎	伊藤秋石	伊藤秀
石川	石川清太郎	石川有	石川有
池田	池田八郎	池田	池田
丹羽	丹羽大郎	丹羽	丹羽
尾崎	尾崎吉	尾崎	尾崎
川島	川島次郎	川島	川島
土川	土川七郎	土川	土川
野上	野上	野上	野上
山口	山口	山口	山口
山本	山本	山本	山本
山田	山田	山田	山田
山崎	山崎	山崎	山崎
小谷	小谷	小谷	小谷
青木	青木	青木	青木
水野	水野	水野	水野
三輪	三輪	三輪	三輪
下野	下野	下野	下野
下村	下村	下村	下村
平野	平野	平野	平野
片岡	片岡	片岡	片岡
京	京	京	京
東	東	東	東
大	大	大	大
神	神	神	神
三	三	三	三
鼓	鼓	鼓	鼓
藤	藤	藤	藤
藤	藤	藤	藤
藤	藤	藤	藤

信長の遺訓  
保存會  
清洲の城跡  
信長公  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古

信長公の遺訓  
清洲の城跡  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古

信長公の遺訓  
清洲の城跡  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古

信長公の遺訓  
清洲の城跡  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古

信長公の遺訓  
清洲の城跡  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古

信長公の遺訓  
清洲の城跡  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古  
清洲の城跡の  
懐古

口絵13 [76] 奉納作品の募集趣意書と奉納和歌短冊 清洲古城跡保存会 明治32年(1899)2月 〈竹田家文書〉



## 2010年春季特別展開催にあたって

名古屋大学附属図書館及び附属図書館研究開発室では、「木曾三川流域の歴史情報資源の高度活用プロジェクト」（名古屋大学地域貢献特別支援事業）に継続して取り組み、地域の自治体、個人と連携しながら、関連する地域の歴史情報資源を積極的に収集・整理し、Web上でシームレスに活用できる環境の整備・構築を進めて参りました。

今回は、その成果報告を兼ねて、2010年春季特別展「尾張の古都・清洲と濃尾地域」を開催いたします。

従来のプロジェクトでは、名古屋大学附属図書館所蔵「高木家文書」を中核とした歴史情報資源の収集と検討を進めて参りましたが、その延長線上で、濃尾地域全般にわたる歴史情報資源の存在も自ずから視野に入って参りました。そこで今回は、「高木家文書」を生み出した木曾三川流域・濃尾地域の歴史像および社会像をより豊かに提示し、従来のプロジェクトをさらに発展させることをめざし、附属図書館所蔵の竹田家文書をはじめとして、関係機関、個人から借用した戦国～近代初頭の清洲（清須）関係の史料を中心に展示、紹介いたします。

本年は折しも、旧尾張国における政治的中心都市が、清洲から名古屋に移った名古屋開府・清洲越から400年の節目に当たるとされています。その実態については様々な議論がありますが、地域の歴史や史料に対する関心を高めていただくよい機会ではないかと思えます。今回の展示を通じ、尾張藩の城下町が名古屋に確定したのちも、清洲周辺の人々が力強く地域の生活と歴史を築いてきた事実を感じていただきましたら幸いです。

最後になりましたが、今回の特別展開催にご協力くださいました関係機関、関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

2010年5月 名古屋大学附属図書館長  
同附属図書館研究開発室長  
教授 松浦好治

## はじめに—清洲の武田家と竹田家文書—

15世紀末の室町時代後期から江戸時代初頭にかけて尾張国支配の中心地であった清洲は、今から400年前の「清洲越」、すなわち名古屋への都市機能移転より政治的機能を喪失し、江戸時代には新たな宿村として再生する。移転後の清洲城下町は開墾されて新田村を形成するとともに、宿駅が旧城郭内の中心部に移されて美濃路の宿場町として発展を遂げていった。

附属図書館研究開発室では清洲の竹田家文書および河村家文書を所蔵し整理作業を進めてきた。また、今回は脇本陣を勤めた櫛田家、清洲村総庄屋であった丹羽家、加見屋の屋号をもつ日下部家など、各家に伝わる貴重な史料群も利用することができた。本展示ではこれらの史料を活用しながら、清洲越・名古屋開府400年の節目にあたり、名古屋誕生の前提となった清洲の江戸時代の歴史を総合的に振り返るとともに、これまで附属図書館研究開発室が取り組んできた濃尾地域・木曾三川流域の社会像の豊富化を目指した。

\*

清洲神明町（現・清須市）の武田家は酒造を生業とし、18世紀後半に長兵衛載紹（『中京俳人考説』などでは載紹とある）の弟新蔵辰形が別に一家をたてた（明治2年に竹田と改称）。附属図書館所蔵の竹田家文書はこの辰形からはじまる武田新蔵家に伝来した史料である。

武田家は長兵衛・新蔵とも宿村締りのために設けられた立合役を勤め、新蔵は幕末には総年寄、藩の御勝手御用達となるなど清洲宿村政の中心にあり、また治水事業などにも関与した。

さらに同家は地方文化の開発に先進的な役割を果たした文人を多く輩出したことで著名である。たとえば、長兵衛載紹（騏六）は久村暁台の門下として清洲俳壇の先駆者となり、その子源三郎載周（野堂）は清洲郷土誌の先駆けとなる『清洲志』を著し、源四郎載正（騏上）は騏六亡きあとの清洲俳壇を背負って活躍した。新蔵家の辰形も加笠と号して俳諧をよくし、載正の子で新蔵家を嗣いだ辰業は大鶴庵竹有に師事して柯笛と号し、国学を本居内遠に学んだ。清洲城跡を訪ねれば辰業が建てた「右大臣織田信長公古城跡」碑と柯笛の句碑（写真）を今もみることができる。辰業の子辰正は熊谷直好・植松茂岳・岡田高穎に和歌および国学を学び、また自宅裏庭に道場を設けて武芸稽古にも精進し農兵組織である「非常守」を指揮した。維新後は第三大区長などの公職を勤める一方で清流吟社を組織して清洲歌壇を指導し、また清洲古城跡保存会を結成して城跡の保存と拡張に大きな役割を果たした。

竹田家文書はこうした武田（竹田）家の立場を反映して、立合役や非常守、明治の区長など政治向きに関する史料から、清洲城跡保存などの文化活動にかかわるものまで多彩な内容となっている。また、古文書だけでなく板木も残っている。俳書・歌書が多く、そのうち一つは安藤直太郎が『郷土文化』誌上で紹介した「清洲廓」と題する俳書の板木で、文政7年（1824）に柯笛らが編輯し騏六が序を寄せ大鶴庵宗匠が評したものである。もう一つは竹田辰正が亡父（柯笛）17回忌のために編纂した歌書の板木である。辰正は明治16年（1883）に「春懐旧 月前梅」の題で各自から作品を求め、それを「かたみの梅」と名付け、岡田高穎の序を得て翌年一冊にした。これらの板木は19世紀の清洲俳壇・歌壇の消息を知るものとなろう。

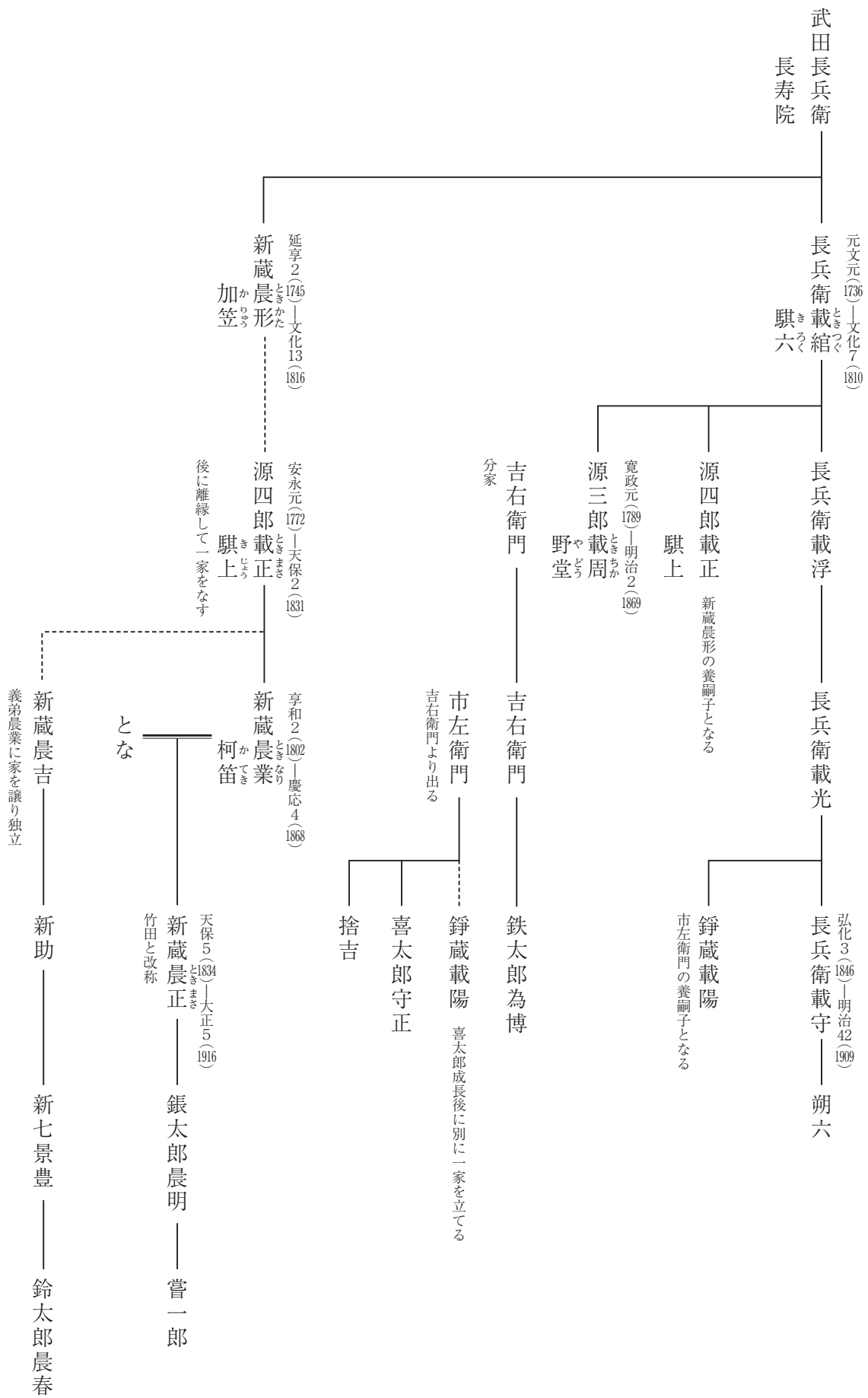
武田（竹田）家に代表される清洲の文化的側面に着目したのが名古屋大学文学部教授であった中村栄孝氏であり（『清洲町史』、1969年）、それを現文学研究科教授の羽賀祥二氏が継承して清洲における郷土史の探求と史蹟の保護、記念碑建立の意義を検討した（『史蹟論』、1998年）。本展示でもその成果を踏まえて、清洲の文化活動の一端も明らかにしたいと思う。





武田（竹田）家系図

（林良泰『清洲雜誌稿』、服部徳次郎「清洲の風土と文化人」などを元に作成）



## I 水を制するもの尾張を制す—清洲と治水—

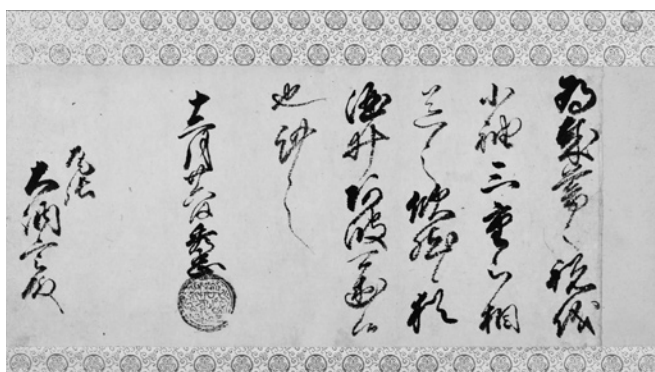
江戸幕府をひらいた徳川家康が、九男の義直に与えた尾張の城下町を、織田氏以来の清洲から名古屋へ移転した理由の一つは、清洲城が木曾川や海に挟まれ、常に洪水氾濫の只中にあり、水攻めを受けやすいという意見を採用したためという。

しかしその後も、尾張藩は、清洲をはじめとした地域の治水問題から逃れることはできなかった。清洲宿の武田家など、流域の住民たちは、自分たちの生活を洪水から守るよう、さらには、治水に対する協力を高く評価するよう、尾張藩に要求し、その結果おこなわれた治水工事は、工事に従事する人々に食料や金銭を支給する「御救」の機会になるなど、一種の公共事業として機能したのである。

このように、尾張の統治者であろうとする者は、河海の水を制御し、人々の安全な暮らしを守れる存在でなければならぬという歴史は、戦国時代のはじまる文明10年（1478）のころ、尾張の政治的中心地である守護所を、下津から清洲へ移した織田敏定にはじまる。信長の曾祖父ともされる敏定は、水の制御に手腕を発揮して尾張の支配権を掌握し、清洲を中国の水郷都市・蘇州になぞらえる文化的素養も示している。清洲文化の芽生えとみることもできるであろう。

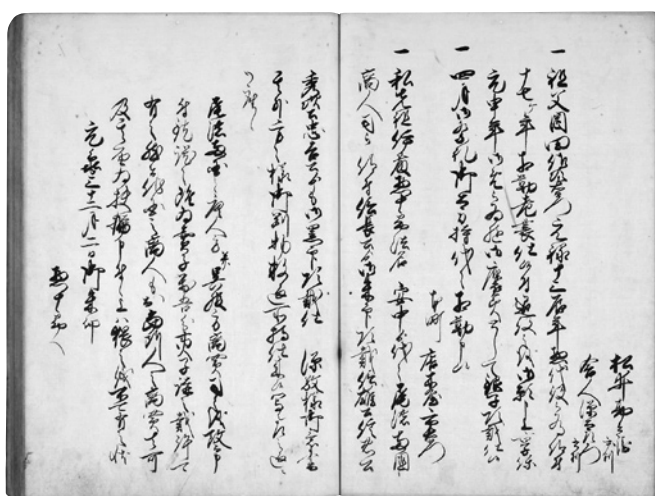
### [1] 徳川義直宛秀忠黒印状（寛永8年〔1631〕以前）12月 〈名古屋大学附属図書館蔵〉

徳川二代将軍秀忠が、弟で尾張徳川家初代の徳川義直に与えた歳暮の小袖に対する礼状。文中にみえる酒井阿波は、酒井忠世の子で、秀忠の奏者（側近）を務めた酒井忠行である。義直が尾張の領主となってまもなく、城下町が清洲から名古屋に移転となった理由の一つは、清洲が水害や水攻めに弱い土地柄であったためという。



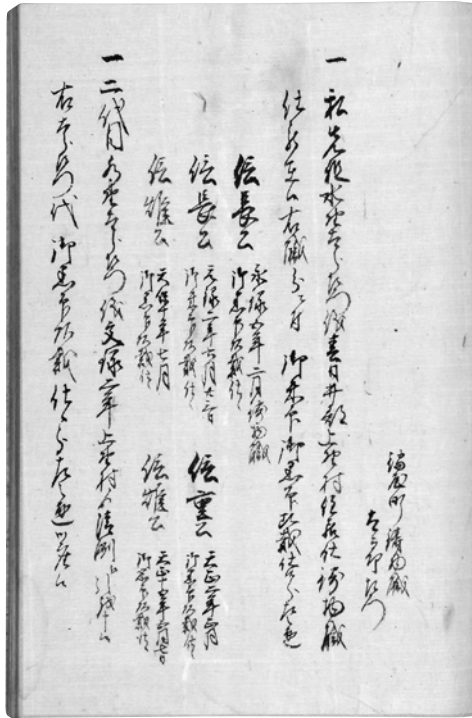
### [2] 清洲越由緒町人 寛政5年（1793）写本 〈名古屋大学附属図書館蔵〉

「清洲越」「駿河越」などの由緒を持つ町人の出自をまとめた書物。「寛延旧家集」ともいう。展示箇所は伊藤家の部分で、同家が所持していたという信長朱印状の写しを載せている。松坂屋（伊藤家）や竹中工務店のルーツは、清洲越の町人であるという。



[ 3 ] 尾陽町尋記 寛延3年(1750)成立  
 〈名古屋大学附属図書館所蔵〉

「寛延旧家集」の類書。展示箇所は、鋳物師水野太郎左衛門家の部分。文禄2年(1593)に春日井郡上野村から清洲へ引越し、さらに慶長15年(1610)に清洲から名古屋本町に移転したという。



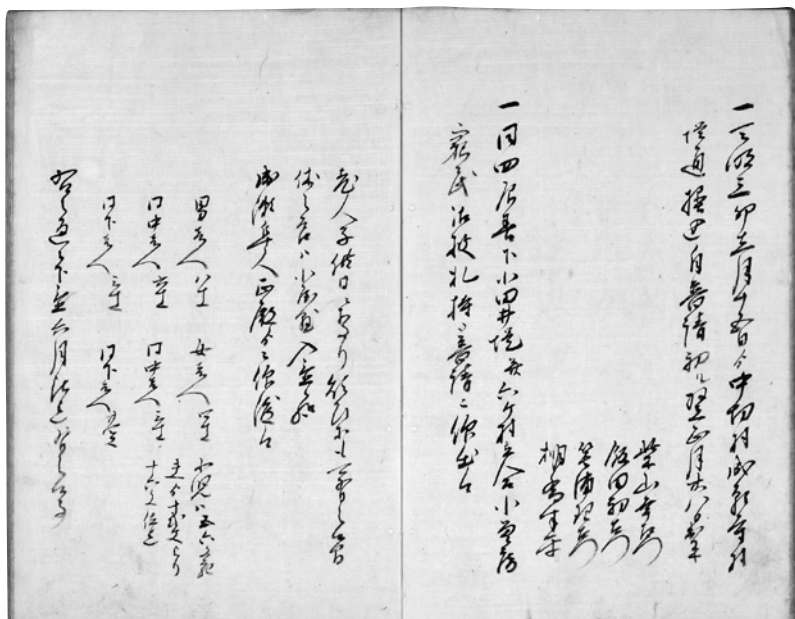
[写真1] 五条橋擬宝珠 慶長7年(1602)銘  
 〈名古屋城総合事務所所蔵〉

「清洲越」の由緒をもつ水野太郎左衛門家の先祖が、清洲の五条橋のために鋳造したと伝えられる慶長7年(1602)銘の擬宝珠。水野太郎左衛門家伝来の古文書(名古屋市博物館所蔵)のなかに、慶長7年銘の五条川擬宝珠の図があり、該当する可能性がある。



[ 4 ] 庄内川普請記録(「慶長年中より以来所々目論見御普請所留」より) 天明年間(1781~89) 〈箕浦家文書 清須市教育委員会所蔵〉

尾張藩の庄内川堤防工事について、担当役人、工事落札業者、藩主直々の巡見などを記録する。展示箇所は、こうした堤防工事が、「窮民」に仕事を与え給金を支給する「御救」として、つまり一種の公共事業として機能していたことを示している。(『愛知県史 資料編17 近世3』掲載資料)

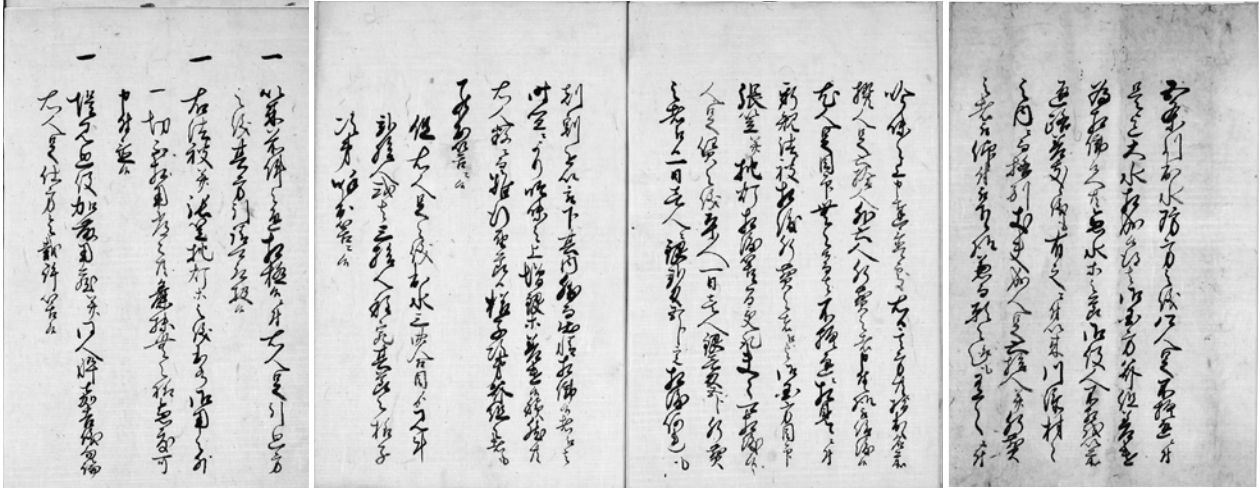






[ 8 ] 五条川出水防方人足・肝煎のもの選ぶべき旨達写 年代未詳 〈竹田家文書〉

[ 7 ] と同じ書類綴りに含まれている五条川水防体制に関わる指令書。おそらく尾張藩から武田新蔵らに渡されたものであろう。洪水に迅速に対応するために、川沿いの村々から屈強な人足60人と統括責任者(肝煎) 6名を選抜し、目印となるユニフォーム(法被、張笠、提灯)と時間給を支給すると定めている。(『愛知県史 資料編17 近世3』掲載史料)



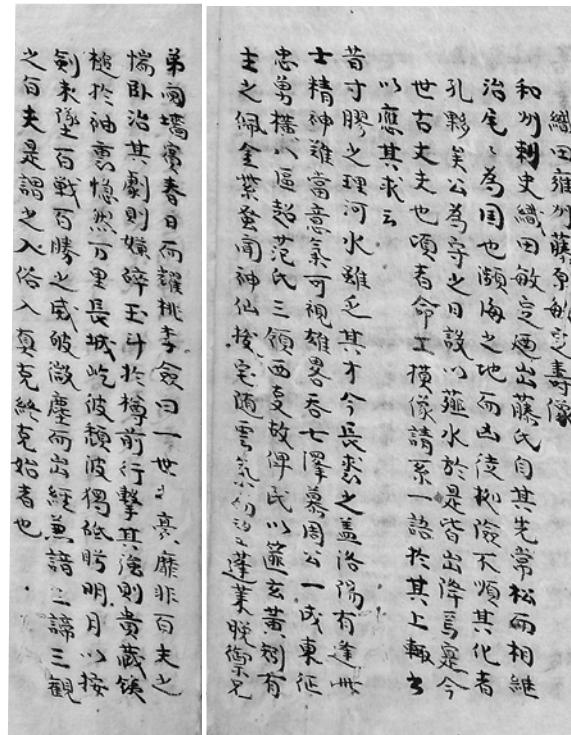
[ 9 ] 織田敏定画像 室町時代 〈甚目寺実成寺所蔵 名古屋市博物館寄託〉

戦国時代のはじめのころ、清洲城を拠点とした尾張の統治を開始した織田敏定(生没?~1495)の画像。歴史的事実とは認められないが、江戸時代以後の一般的な織田氏系図で、敏定は信長の曾祖父とされている。信長の先祖であるにふさわしい織田氏嫡流の偉大な創始者と認識されていたのであろう。法華の信者として実成寺などを再興し、その檀那像として伝来した画像である。



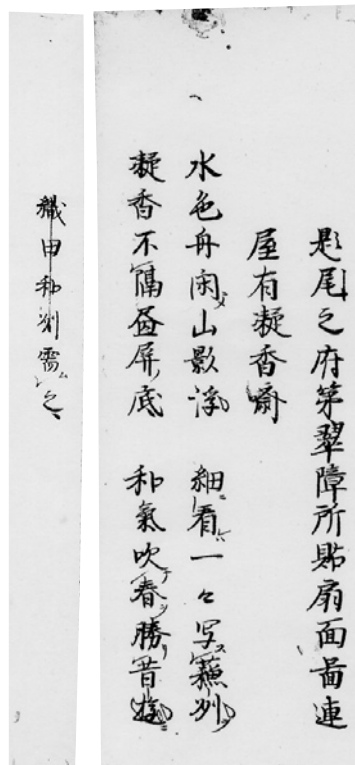
[10] 織田敏定画像賛（「雪樵独唱集」より） 室町時代写本（大東急記念文庫所蔵）

織田敏定の画像は、実成寺の原本と、願王寺の模本の伝来が知られているが、このほかにも、五山禅僧の賛を有する画像が複数作成されたい。この史料は、蘭坡景菴の文集「雪樵独唱集」に収められていた敏定画像の賛文である。瀬海の地である尾張の凶徒を薙水（水攻めのことか）で降すなど、地域の関心事である水の統御に手腕を發揮した人物であったと記載されている。



[11] 清洲城障壁画賛（「梅花無尽蔵」より） 江戸時代写本（蓬左文庫所蔵）

織田敏定が、漂泊の文章家であった「梅花無尽蔵」の著者、万里集九に作成させた清洲城の障壁画賛の一つ。中国の都市蘇州の図につけられたものである。敏定の身辺では、清洲を著名な中国の水郷都市になぞらえる文化的な素養が存在したことを示す。



## ●コラム1 清洲城下町の変遷

近年の発掘調査の成果と文献資料をつきあわせてみると、清洲城は織田氏の時代から一貫して城下町として発展していたわけではなく、幾度かの「清洲越」に類する住民移動を繰り返していた形跡がある。発掘遺構の時期区分にも諸説あるが、ここでは3期4区分の説に従い、文献史料で解明されている歴代城主の動向との関連をまとめてみよう。

第1期は、1478～1520年頃で、居館、武家屋敷、市の遺構が確認されている。このうち、かつての五条川の左岸（東岸）から見出された数カ所の堀は、二重の堀を備えた居館の跡ではないかと考えられている。下津から清洲へ守護所を移転した敏定の時代にあたる。治水に手腕を発揮した敏定〔9、10〕は、この居館の障壁を中国の水郷都市・蘇州の絵画などで荘厳し〔11〕、1482年に行われた法華宗論などに臨み、居館に参集した人々に対し、新たな尾張の統治者の権威を示したものと想像される。しかしその後も清洲織田氏の支配は安定したわけではなく、敏定は1495年の美濃斎藤氏との戦いの最中に病死、もしくは戦死し、敏定の後継者とみられる織田達定もまた、1513年に守護斯波義達と戦い戦死したと伝えられている。

第2期前半は、1520～1555年頃で、居館、武家屋敷のほか、町屋敷と思われる遺構の出現が指摘されている。このうち、居館は一重堀となって規模も縮小し、武家屋敷は独立性の強い第1期のタイプの減少し、かわって小規模区画の武家屋敷が出現したという。このころの清洲織田氏の当主は、尾張守護代の織田達勝で、1516年から1550年頃まで、長期にわたりその地位を保っているが、その権力は、おそらく敏定期よりも後退しており、信長を輩出する勝幡織田氏の支配を権威づける存在になっていたと考えられている。このような文献史料の情報に基づき、この時期の遺構の状況を解釈するならば、独立性の強い有力家臣は、清洲から勝幡か地元へ去り、清洲には守護代家直属の小規模な家臣団のみが残ったものと想定できる。

第2期後半は、1555～1586年頃で、旧五条川の右岸・西岸の主郭に瓦葺の建物が存在した形跡があり、城下町を形成する大規模な町屋が出現したほか、左岸・東岸の居館も存続しているが、独立性の強い武家屋敷の区画は、さらに減少しているという。居館の対岸に位置する主郭が、第2期前半以前も、同地に存在したのかどうかは、意見が分かれている。この時期にあたる信長の清洲入城は、長く1555年とされていたが、定光寺年代記など信頼できる史料によると、1554年のことであったと考えられる。そのうち、信長は早くも1563年に、本拠を小牧へ移し、清洲は近世城郭発展の歴史から取り残される形になったという。ただし、主郭に瓦葺の建物があらわれたのは、おそらくそののちの1576年ころのことであり、のちの大規模な城下町に連続する町屋の出現は、本能寺の変が起きた1582年ころのことであったとも考えられている。

第3期は、1586～1613年である。旧五条川の右岸・西岸の主郭を中心に、上級武家屋敷、下級武家屋敷、町屋などの遺構を擁する。城主の居所が、左岸・東岸に存続してきた居館から、右岸・西岸の主郭に移動し、城下町全体を取り巻く三重堀が出現するなど、城郭と城下町は飛躍的な発展を遂げている。このような大きな変化は、1586年1月の天正地震により、伊勢長島城に大きな被害をうけた織田信雄が、清洲城に本拠を移し、大規模な改修を行った結果と推測されている。そののち、1590年の小田原北条氏の滅亡により、信雄の移封のうわさが広がると、清洲では「家をこぼつ」動きが生じている。領主の移転にともない、城下町でも建物撤去の動きがみられたことを示している。最終的に、信雄は秀吉の関東移封命令を拒否して領地没収の処分を受け、秀吉の後継者の地位にあった秀次が尾張の領主となるが、秀次家臣団の主力は京都に駐留し、清洲に駐留する武家人口は大幅に減少したと考えられている。清洲の住民に出された1593年の百姓等遷住命令は、武家の生活を支えるには過剰な町屋の住民を帰農させる目的のもので、1594年に行われた町屋の調査も、この政策に伴うものであろうと指摘されている。鋳物師水野太郎左衛門家が清洲へ移転したのは、このころ、1593年と伝えられている〔3〕。

1595年に、秀次が秀吉の嫌疑をうけて没落したのち、あらたに清洲城主となった福島正則は、五条川の治水を行った伝承を残す。ついで、1600年の関ヶ原の戦いを経て、城主となった家康子息の松平忠吉のもとでも、ひきつづき、五条川の改修が続いていたものか、水野太郎左衛門の鋳造と伝えられる1602年銘の五条橋擬宝珠が現存している〔写真1〕。松平忠吉の急死により、1607年には、その弟の徳川義直〔1〕が城主となるが、実質的に尾張の支配権を掌握していた家康は、「北は木曾川横帯あり、西南は以て海に入り、洪水汎濫、則ち国中に逆行し、清洲城を浸す、これ水攻めの地なり」という説を受け容れ、城を名古屋へ移すことを決断したという。尾張藩家臣山下家の由緒書の中にある説（士林浜潤）で、多少の誇張はあるとみられるが、城下町を清洲から名古屋へ移転した理由の一つが、洪水汎濫の地を避けるためであったというのは、おそらく事実であろう。しかしその後も、清洲近辺では地域の人々が力強く生活を営んでゆくのであり、尾張藩は、治水事業を通じそのような人々の暮らしを守ることで、地域の正統な支配者としての地位を保つ必要に迫られたのである〔4～8〕。

（斎藤夏来）



## II 清洲花火

清洲牛頭天王社（現川上神社）の例祭である天王祭は、毎年6月14日に神明町・田中町・伊勢町によっておこなわれていた。五条川には神明町と田中町が車楽の船を浮かべ、神明町・田中町・伊勢町によって打ち揚げ花火と仕掛け花火が奉納された。

清洲花火は、江戸時代有名であり、高力種信（猿猴庵）の日記や『尾張名所図会前編』『尾張年中行事絵抄』『名区小景』からは、花火の華やかな様子がうかがえるのである。清洲花火がいつから始まったかは定かではないが、宝暦6年（1756）以降は確実に花火がおこなわれていたことが分かる。

ここでは清洲宿の中核を形成する神明町を中心に、清洲花火の様子を紹介する。

### [12] 船祭之饒附大略図（『絵本清州川』より） 江戸時代〈名古屋市博物館所蔵〉\*口絵写真2

右側は神明町の車楽。左側は田中町の車楽。

### [13] 神明町の山車の水引・幕・提灯 昭和時代〈神明町所蔵〉\*口絵写真3

[12] の車楽の絵とあわせてみると、往時の姿が想像出来る。

### [14] 掛け札 年未詳 〈旧竹田家所蔵資料〉

花火を製造する時期になると、花火製造に携わる家には「神祭也不可入不浄之輩」と記された木札が掛けられた。



### [15] 花火道具箱 年未詳 〈旧竹田家所蔵資料〉

花火製造に必要な道具を入れた箱。武田家の略家紋が記されている。



[16] 花火玉型 明治3・5年(1870・72)〈旧竹田家所蔵資料〉\*口絵写真4

花火玉を作成する際に使用した球形の木製型。「明治三庚午初秋出来 四寸五分 小竹園蔵 竹田 (略家紋)」 「明治五年申六月造 四寸五分 小竹園」 「明治五年申六月造 本四伍 五寸 小竹園」とある。表面には切り傷が付いており、花火玉皮を作成する際に実際に使用されたものと思われる。花火玉の大きさで打ち揚げられる花火の高さは決まる。三寸玉(直径9cm)は120m、四寸玉(直径12cm)は160m、五寸玉(直径15cm)は190mの高さに打ち揚げられる。花火玉の直径を実際に測ってみると記載されている寸法よりも5mm程度小振りである。大筒の口に入る大きさとなるように花火玉は製造されていた。花火は球形の外に、円筒型のものがある。



[17] 花火玉型 文化2年(1805)〈旧櫛田家所蔵資料〉

円筒形の木製型。「文化二年六月吉日 武田源三郎(載周)持主」「花」「火」と記載されている。

武田源三郎の名は、[32]の「万歳帳」においても文化2年以降確認出来る。なお、武田源三郎は文化5年に花火調合書を記しており、花火製造に優れた人物であった。



[18] 花火玉皮と和紙紙片 年未詳〈旧竹田家所蔵資料〉\*口絵写真5

花火玉型に和紙の紙片を貼り付けて花火玉皮を作成した。貼り付けた後に型から玉皮を切り取った。

和紙は細かく切り刻まれている。花火玉の寸法にあわせて張る紙片の枚数が決まっていた。

[19] 花火玉皮と玉皮置き台 年未詳〈旧櫛田家所蔵資料・旧竹田家所蔵資料〉\*口絵写真6

花火玉皮に火薬を詰める際には、寸法に合わせた置き台に玉皮を載せて固定した。玉皮には封印が記されており、火薬を詰め終わった際に封をする場所が特定できるようになっていた。

[20] 薬研と小匙 年未詳〈旧櫛田家所蔵資料・旧竹田家所蔵資料〉

花火の火薬を調合する際に使用した薬研と小匙。薬研は火薬を摺ったり混ぜたりする場合に使用した。



[21] 棹秤 明治時代〈旧竹田家所蔵資料〉

火薬を調合する際に使用した秤。裏には武田新蔵家の「竹田新七」の名が記されている。

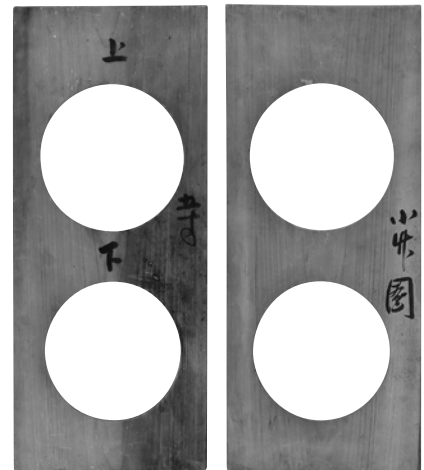


(裏)

[22] 花火玉の運搬札 明治時代

〈旧竹田家所蔵資料〉\*口絵写真7

寸法にあわせた運搬札で花火玉を固定して、使用場所まで運んだ。三つ穴のものは、表に「三寸五分 二寸 二寸五分」、裏に「明治四年未六月造 竹田舎」と記されている。二つ穴のものは、表に「五寸 上 下」、裏に「小竹園」と記されている。



(裏)

[23] 掛け札 年未詳〈旧竹田家所蔵資料〉

「炮門四寸五分 竹田新七」と記されている。四寸五分の花火玉にあわせた大筒に付けられていたものか。竹田新七は武田新蔵農業（柯笛）に家を譲って独立した新蔵農吉の孫にあたる。裏も同文の記載であるが、寸法の部分に紙が貼り付けられており、寸法の部分に別の寸法を記載した紙を貼り付けて使いまわしたと思われる。



[24] 掛け札 年未詳〈旧竹田家所蔵資料〉

「花火方」と記されている。花火製造に際して家に掛けられたものか、或いは堤棧敷に掛けられたものか。



[25] 清洲花火団扇絵 昭和6年(1931)〈個人蔵〉\*口絵写真8

武田新蔵農業(柯笛)原画。堤棧敷に目印がつけられたり、花火筆筒を置かれている様子が分かる。

[26] 竿頭 年未詳〈旧竹田家所蔵資料〉\*口絵写真9

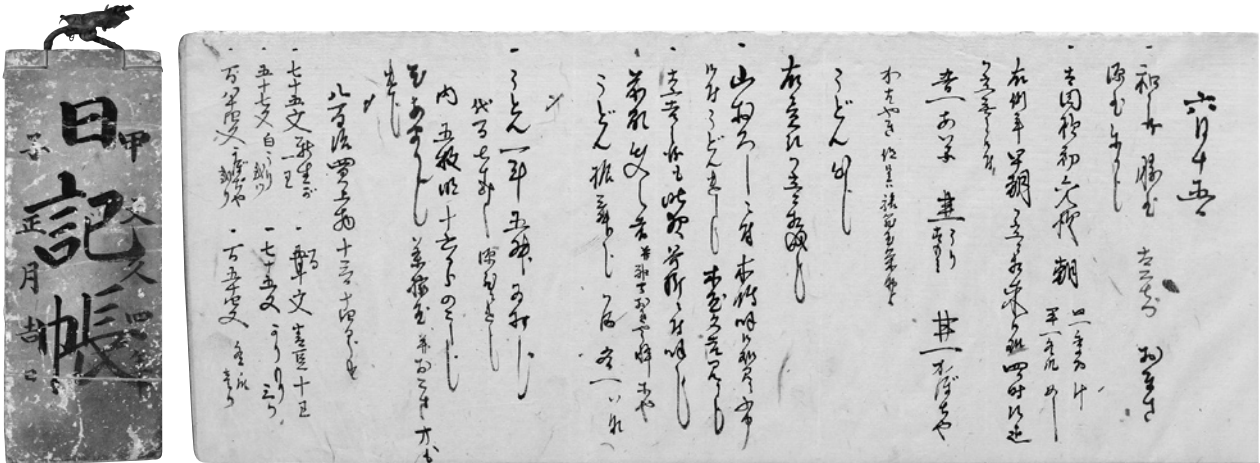
武田家の堤棧敷で目印として使用したものと思われる。武田家の家紋である「九枚笹」が描かれている。

[27] 火消し笠 年未詳〈旧竹田家所蔵資料〉\*口絵写真10

花火を取り扱う者は、火の粉をかぶらないように黒の塗り笠を着用した。この火消し笠には、武田家の家紋と略家紋が入っている。

[28] 日記帳 文久4年(1864)〈榊田家文書 個人蔵〉

花火製造に取り掛かる日にちや棧敷に持って行く弁当の献立等、天王祭前後の様子が記されている。



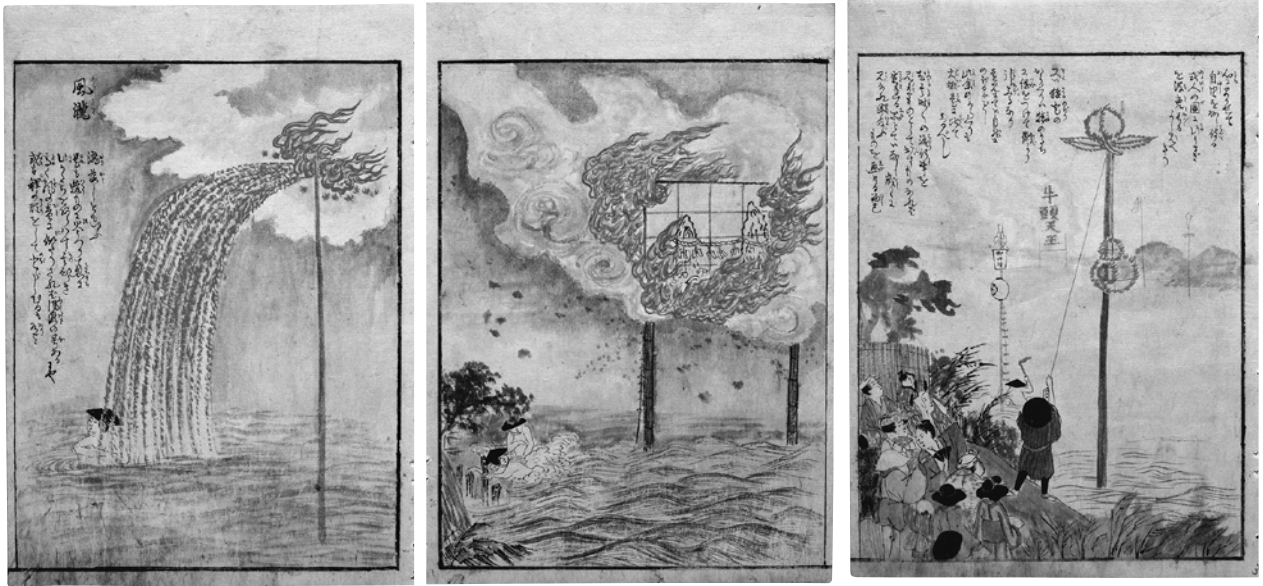
[29] 花火見物の棧敷(『絵本清州川』より) 江戸時代〈名古屋市博物館所蔵〉

花火の見物棧敷で供する弁当が届けられている。献立の例としては、[28] 日記帳では海老・角ふ・青豆・かぼちゃ・白うり・みたらしが見られる。



[30] 仕掛け花火（『絵本清州川』より）江戸時代〈名古屋市博物館蔵〉

花火方は仕掛け花火に毎年様々な趣向をこらして、見物客の目を楽しませた。



[31] 大筒（『絵本清州川』より）江戸時代〈名古屋市博物館蔵〉 \*口絵写真11

筒場で打ち揚げ花火に点火する様子が見える。点火する人物は火消し笠をかぶっており、着物はグループごとに異なる柄のものを着用していた。

大筒は半割りにしてくり抜いた木の回りに竹のタガがはめられている。花火玉の大きさに合わせて大きさが違っていたと思われる。大筒には樫や松の木が使用された。[32] 万歳帳によれば、天明元年（1781）に五寸五分の大筒が出来たことが記されており、この頃から大きな打ち揚げ花火が見られるようになったと思われる。

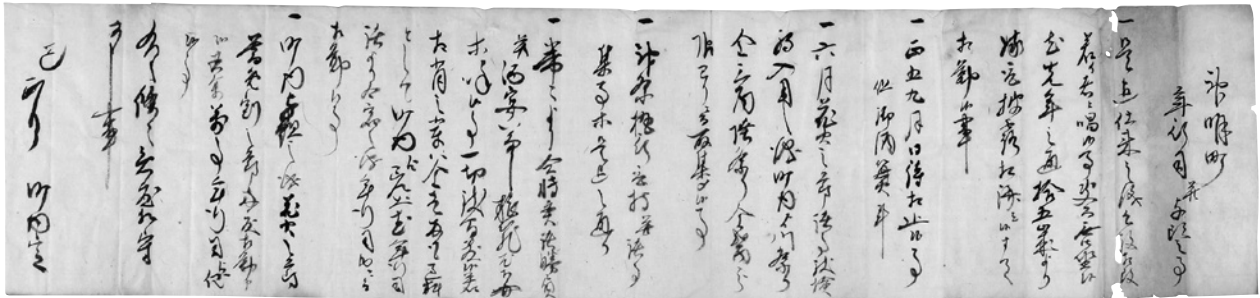
[32] 万歳帳 宝暦6年（1756）～天保7年（1836）〈神明町共有文書〉

清州神明町の万歳帳は11冊残っている。正月・5月・9月の日待、6月の花火、8月の神明祭、11月の秋葉祭など、毎年の年中行事に関わる収支決算をまとめたものである。中でも6月の清州花火に関する記述は詳細であり、各年の花火の種類が絵入りで記載されており、花火の作者名と花火の出来栄も記されている。花火に関わった神明町の若者の人名が記載されており、武田姓や櫛田姓の人物や「日下部善蔵」の名が見える。鯨の作り物については、『尾張名所図会后編』に「鯨の作物には、諸舟より声を合せてとよむ」との記載がある。



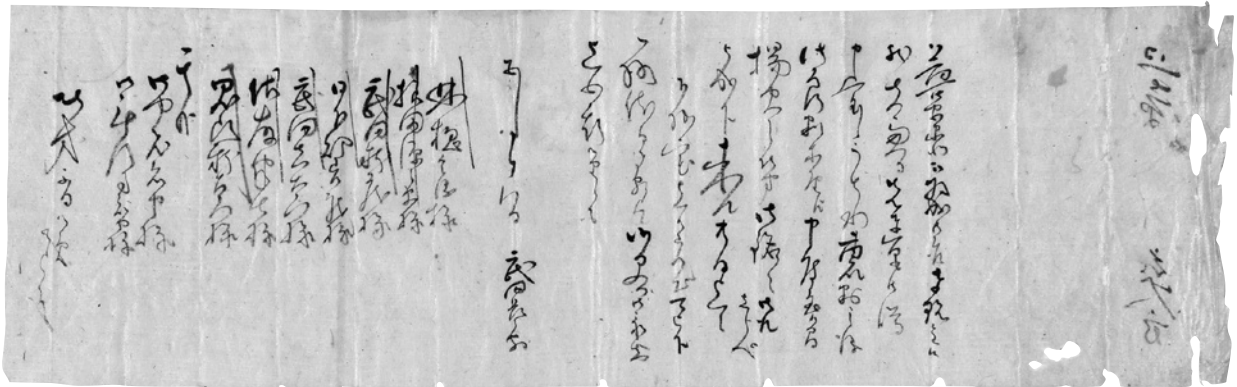
[33] 神明町年中行事に関する掟書 年未詳〈日下部家文書 個人蔵〉

神明町における年中行事における年行司と与頭の決まりごとを記したもの。6月の花火についても触れており、諸事儉約の折柄町内から川祭りや陸祭りの両方に対して集金することを定めている。



[34] 回章（団扇裏面の件板木屋へ申しつけにつき） 年未詳〈日下部家文書 個人蔵〉

5月になると、花火方は板木屋へ打ち揚げ花火のプログラム作成を依頼した。神明町では、武田長兵衛が取りまとめ役となって、各花火方に打ち揚げ花火の種類を報告するよう依頼している。この時は団扇の裏面に花火のプログラムを印刷したようである。宛名が花火方の他に問屋や年行司宛となっていることから、出来上がった団扇は問屋や年行司を通して配られた（或いは販売された）と推測され、清州の町全体が花火に関する情報を共有していたことが分かる。



[35] 花火大筒之目録の板木（反転） 嘉永6年（1853）〈竹田家文書〉\*口絵写真12

打ち揚げ花火のプログラムを印刷する際の板木。「武田圭次」「武田吉兵衛」「竹田舎」の名が見える。

花火大筒之目録	
嘉永六癸丑年六月十四日 清州宿神明町 花火方	
紅白旗	武田圭次
白露黄烟柳	正信流
朝鮮驚脚	榊田源兵衛
赤大旗	竹田舎
金光星	武田吉兵衛
赤雲	正信流
細工物	竹田舎
初夢	正信流
白烟柳	武田吉兵衛
淡路島	正信流
白長旗	武田圭次
瑞雲	榊田源兵衛
友鞠	全
夢二見テ吉小人鳥	武田圭次
昼光星	榊田源兵衛
青雲	九曜
通玄曲遊	榊田源兵衛
乱獅子	正信流
黒雲白鞠	竹田舎
細長旗	全
夕雲二段開	榊田源兵衛
黄烟柳	九曜
夕虹	武田圭次
夜之部	
柳火	竹田舎
玉追龍	榊田源兵衛
夕照柳	正信流
群枝柳	正信流
満天星	武田吉兵衛
孔雀	佐藤半七
紅柳火	竹田舎
遠霞	武田圭次
往来火	正信流
金光星	榊田源兵衛
赤柳火	武田吉兵衛
三段発	正信流
白露	竹田舎
紅衣童子甞	榊田源兵衛
闇引火	竹田舎
玉吐龍	九曜
垂柳條	正信流
金玉星	武田圭次
其有之といへとも大略をしる	武田圭次

## ●コラム 2 清州花火と武田家

天王祭前後の神明町の動きは、『清洲雑誌稿』や日下部家文書・櫛田家文書・神明町共有文書によれば、以下の通りである。

5月26日、神明町・田中町・伊勢町が協議して清洲陣屋へ花火打ち揚げの許可を願う。6月朔日、祭車元へ組頭・若い者らによる花火打ち揚げの協定、万場よりの船借り入れ、笛吹き人の雇い入れ、清涼寺への花火の次第通告、棧敷番号の抽籤を行った。神明町では清涼寺本堂南の間を花火製造所として若い者が花火製造に取り掛かる。11日、山揚げ（祭車の組み立て）を行い、堤棧敷を組み立てる。幕末期の堤棧敷は、五条川の東側に田中町のもの2個、西側に伊勢町・神明町のもの10個あった。西側の堤棧敷は北から順に、伊勢町若い者、同町中老、清洲宿本陣家の林惣兵衛、同脇本陣家の櫛田源兵衛、神明町中老、神明町若者、武田新蔵、武田新助、武田長兵衛、鬼頭新左衛門のものであった。12日に万場より船を借り、13日にこの船をえい航し、14日に祭車を船に移して装飾する。見物棧敷に定紋を打った幔幕・提灯・高張・小旗などが装飾される。神事が終わると花火方が黒塗りの火消し笠をかぶって正装して堤棧敷に赴き、花火の準備に入る。見物棧敷には重組（弁当）が配られる。昼花火、次いで夜花火が催され、五条橋には見物客が溢れて最高潮となる。大筒を打ち揚げる筒場の惣取締は維新前後は日下部善蔵であり、筒の設置場所は南から北にかけて、神明町若者、同町中老、鬼頭新左衛門、武田吉右衛門、武田長兵衛、武田新助、武田新蔵、櫛田源兵衛、林惣兵衛、伊勢町若者、同町中老と決められていた。15日、山おろし（車楽の解体）を行い、天王祭は終わる。

[34]の回章によれば、神明町花火方は武田長兵衛・林惣兵衛・櫛田源兵衛・武田新蔵・日下部善蔵・武田吉右衛門・佐藤半七・鬼頭新右衛門の8名である。武田長兵衛家の流れをくむ者が多く花火に携わっていることから、武田長兵衛家が花火製造に積極的に関わっていたと推測出来る。[32]の万歳帳によれば、神明町若者として最初に確認出来る武田姓の人物は、宝暦6年（1756）に見える武田源四郎（載正・騏上）と竹田長三郎である。以降、武田姓の人物は源三郎・吉助・吉兵衛・新二郎と途切れなく神明町若者となっている。武田家の中で花火に関する豊富な知識が蓄積されたとしてもおかしくはない。

嘉永6年（1853）「花火大筒之目録」（口絵12）の板木は、清州花火においてどのような花火が打ち揚げられるか、印刷されたプログラムが見物人の手元に届くようになっていたことが分かる。清洲宿神明町花火方によって打ち揚げられる花火について昼と夜の部に分けて花火の名前と打ち揚げる人名やグループ名を記したものである。武田圭次・正信流・櫛田源兵衛・竹田舎・武田吉兵衛・九曜・佐藤半七の7グループに分けられる。武田圭次・竹田舎・武田吉兵衛が42種の花火の内19種を担当している。武田圭次は武田長兵衛家、武田吉兵衛は武田吉右衛門家の人物であることから、竹田舎は武田新蔵家の可能性が高い。竹田舎と小竹園は同時期に存在していることから、別のグループであることは確かであるが、これらは武田新蔵家の流れを組むものと言えよう。特に竹田舎は嘉永6年に存在が確認出来ることから、武田新蔵農業家のグループであり、小竹園は農業に新蔵家を譲った新蔵農吉家のグループであろう。花火調合について、武田家は九曜口伝法を譲り受けたり、日下部氏より口伝を受けたりしている。また、佐藤半七や、櫛田姓・林姓・武田姓・鬼頭姓を名乗る者が神明町の万歳帳に見えることから、花火の調合については、神明町内で交流があったことを示している。

見物客は「花火大筒之目録」のようなプログラムを見ながら、花火を鑑賞したと思われる。プログラムには、「花火大筒之目録」のように一枚の紙に印刷したものもあれば、団扇に印刷したものもあったようである。[34]の回章には、武田長兵衛が花火方を勤める者に対して、版木屋に団扇裏面へのプログラム印刷を依頼するにあたり、打ち揚げ花火の種類を知らせてもらいたい旨が記されている。また、[32]の万歳帳からは、神明町が必要経費を武田姓の人物から集めたり、打ち揚げ花火に使用する大筒を提供されていることがわかり、花火製造技術とあわせて、経済面でも武田家は重要な役割を果たしていたと言える。花火団扇絵（口絵8）の原画は武田新蔵農業柯笛であるが、このような団扇絵を残していることから、武田家と清洲花火の密接な結びつきが窺えよう。

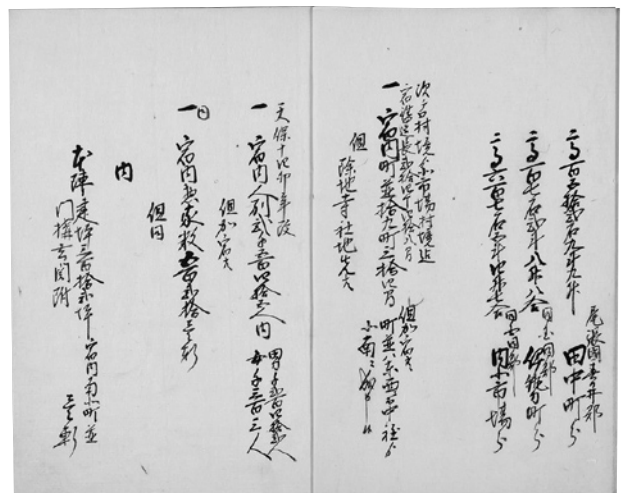
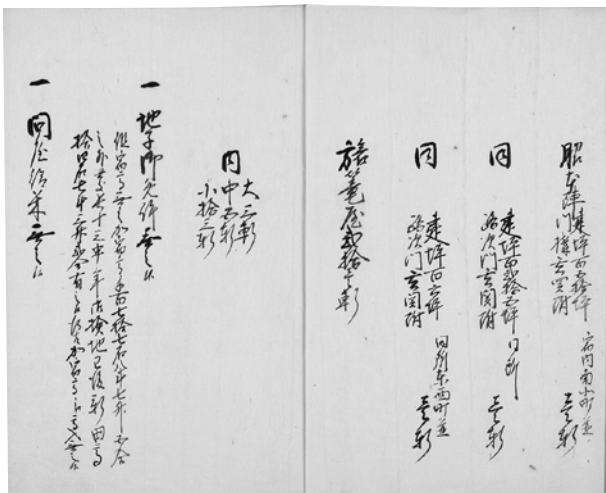
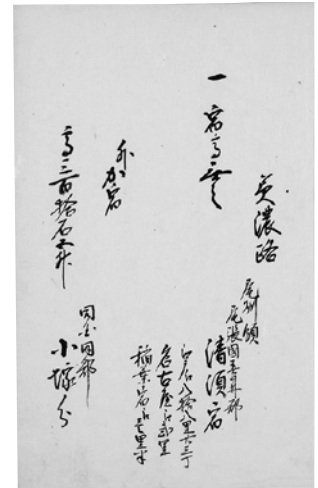
### Ⅲ 宿場町清洲

清洲宿は、「清洲越」の後、元和2年（1616）に内北市場分桑名町に設けられたが、火災により寛文8年（1668）に神明町に移された。東海道宮宿から分岐して名古屋宿・清洲宿・稲葉宿・萩原宿・起宿・墨俣宿・大垣宿を経て中山道垂井宿に至る美濃路7宿の一つである。美濃路は脇往還であったが、道中奉行の支配下におかれ、西国大名や朝鮮通信使、琉球使節などの大通行が通過する街道でもあった。7宿のうち、名古屋宿は本陣・脇本陣・旅籠屋が置かれず、名古屋城下に続く宿場である清洲宿の規模が最も大きい。本陣は、その次の規模である起宿と比べて100坪近く大きく、脇本陣も3軒と突出し、旅籠屋の数も多かった。問屋場は1ヶ所で、弘化3年（1846）には問屋2人、年寄3人、帳付4人、馬指3人であったが、このうち、問屋1人、帳付1人、馬指2人が毎日詰め、通行がある場合は宿役人一同が詰めることになっていた。御定人馬は50人・50疋、内囲人馬は10人・10疋であった。

宿場は公用の人馬継立てや休泊御用などをはじめ、種々の負担が課せられ、宿財政は段々と逼迫していくことになるが、幕府や藩は宿助成として地子免許や米金の給付・貸付や御定賃銭の割増を認めるなどの措置をとった。宿場からはこれらの助成を求めるほか、旅籠屋では飯盛女を置いて人を呼ぶとともに、冥加金を宿に納め、宿財政の助けとした。幕府では当初飯売女（飯盛女）を禁じていたが、こうした事情から厳しく取り締まることができなかった。清洲宿でも嘉永3年（1850）頃には旅籠屋が飯売女を抱えており、宿財政の一助となっていた。

#### [36] 美濃路清洲宿明細書上 弘化3年（1846）〈櫛田家文書 個人蔵〉

弘化3年に清洲宿の概要を書き上げたもので、宿高・人口・高札揭示内容、掃除丁場などが記されている。これによると、宿高は無高であるが小塚分・田中町分・伊勢町分・内北市場分の加宿高が1177石8斗7升5合、須ヶ口村境より北市場境まで宿往還長さ24町48間、宿内町並は19町34間、天保14年（1843）年時点の宿内家数は521軒（加宿共）、人口は男子1242人、女子1303人の2545人（加宿共）、本陣1軒、脇本陣3軒、旅籠屋21軒（大3、中5、小13）、問屋場が1ヶ所であった。

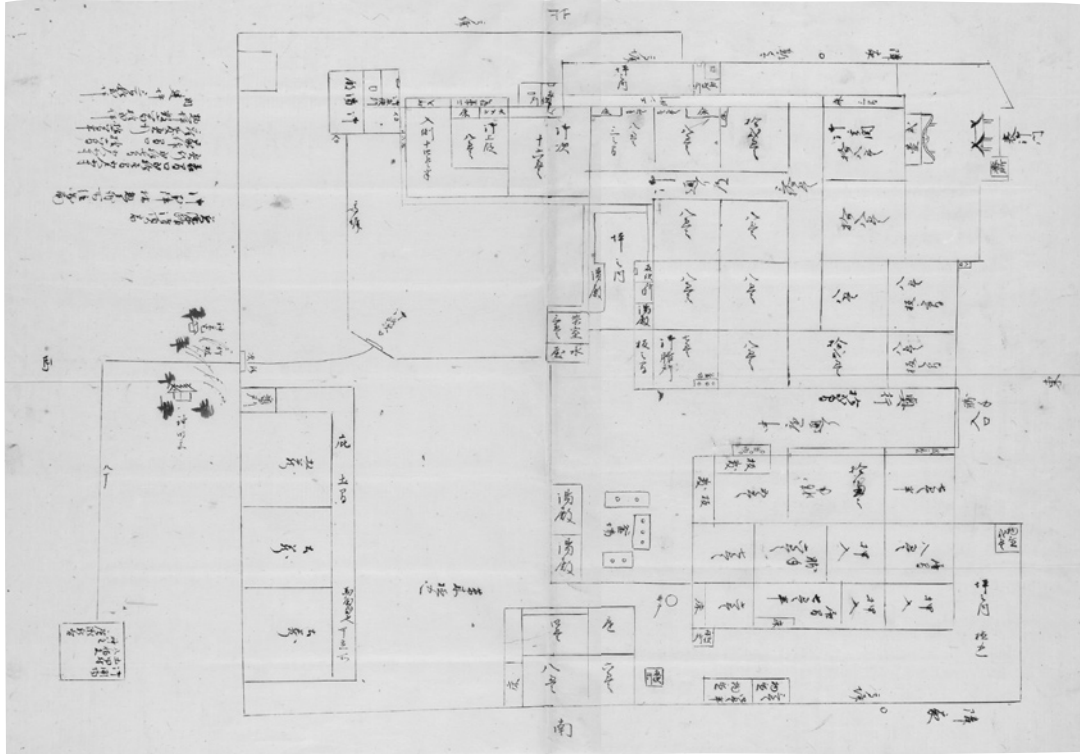






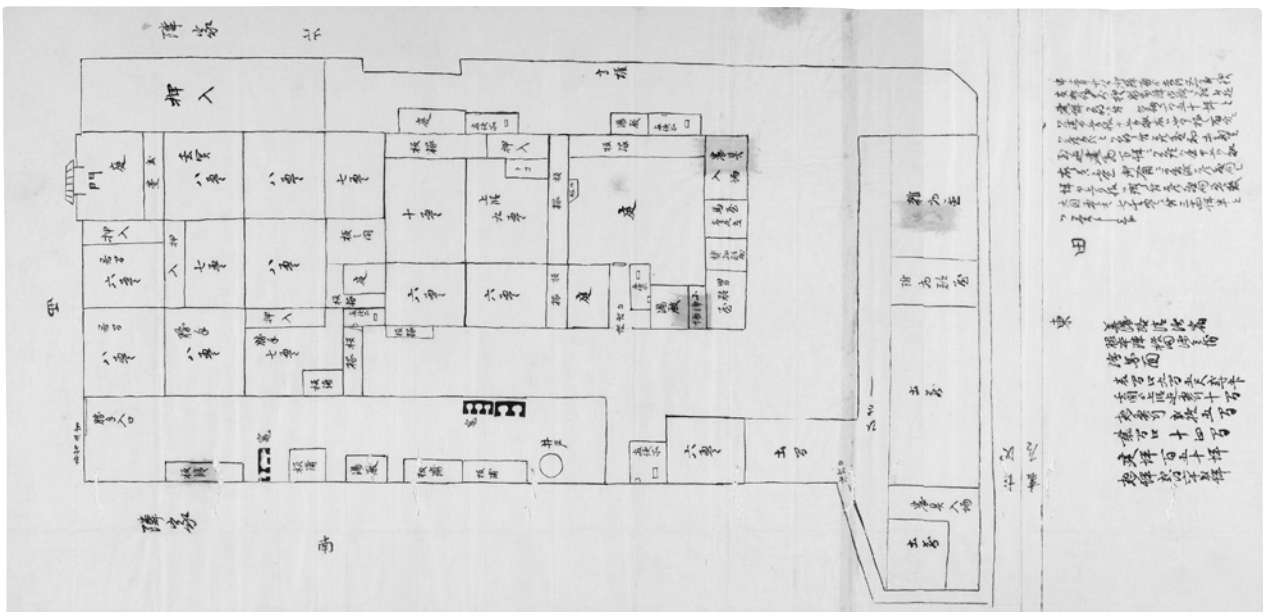
[39] 美濃路清洲宿御本陣林惣兵衛所絵図面 (万延元年〔1860〕) 〈榊田家文書 個人蔵〉

「表間口貳拾壹軒五尺五寸、奥行貳拾七間五尺五寸、家作間口拾六間、座敷奥行拾六間半、惣坪數六百拾貳・内建坪三百拾貳坪」、表御門の横には番所があり、式台付18畳の玄関、8畳の上段、16畳の次の間、8畳の三之間があり、入側、内庭と続き、非常の際は路次門を抜け、裏の番所横を通り、上島神明社に避難できるようになっている。3畳の茶室と水屋、7畳の御膳所があり、釜場が中央に設けられている。座敷数は多く、湯殿と雪隠は上段付以外に4ヶ所設置し、家の回りは高塀で囲まれている。



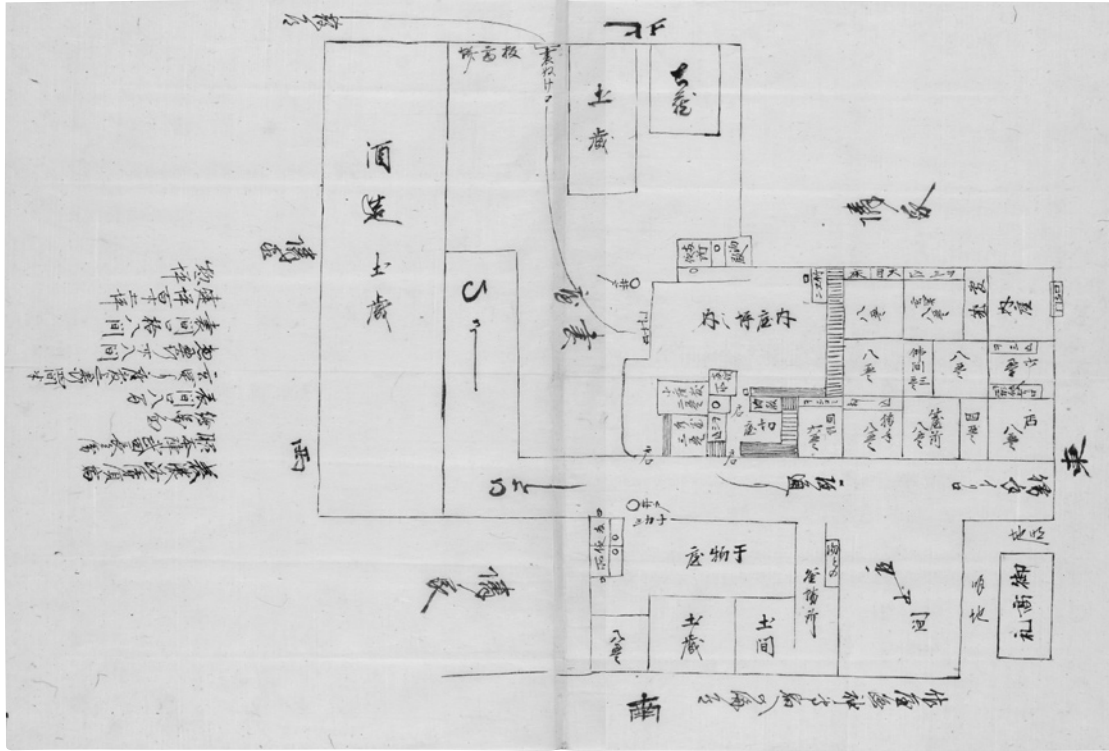
[40] 美濃路清須宿脇本陣榊田源兵衛所絵図面 (万延元年〔1860〕) 〈榊田家文書 個人蔵〉

「表間口九間五尺貳寸五分、玄関より上段迄奥行十間、惣疊行式拾五間、建間口十四間、建坪百五十坪、惣坪貳百六十貳坪」と認められているが、12月28日に見分に来た役人から宿泊使用の座敷の建坪を尋ねられ、「三十四坪半」と答えた旨が記載されている。表門、式台付8畳の玄関、9畳の上段に隣接する10畳・6畳・6畳などの座敷があり、湯屋は3ヶ所、雪隠は5ヶ所設置されている。また、馬屋と農具入物場2ヶ所がみうけられる。



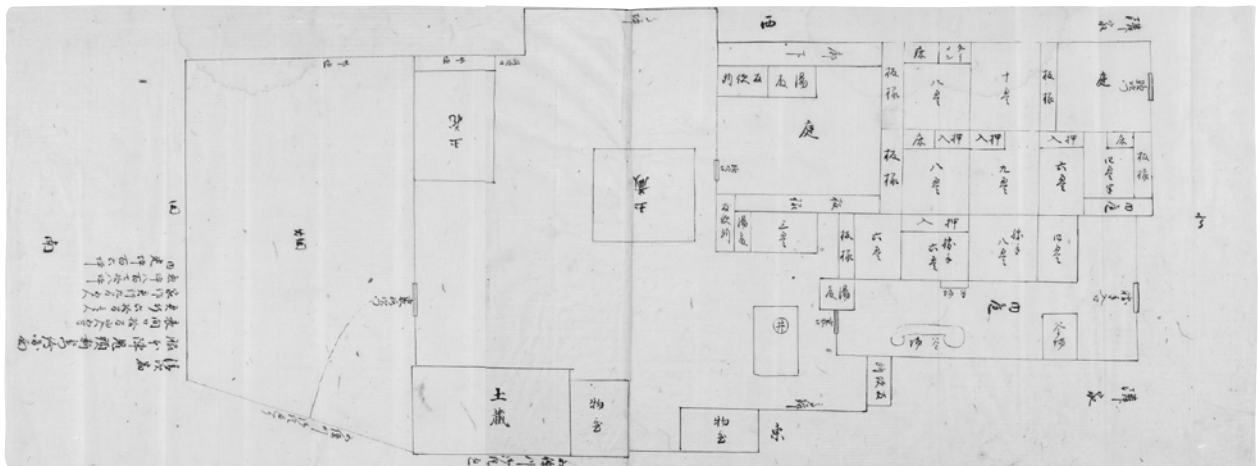
[41] 美濃路清須宿脇本陣武田長兵衛所絵図面 (万延元年〔1860〕) 〈櫛田家文書 個人蔵〉

「表間口八間、玄関より座敷迄奥行四間半、惣畳行廿八間、表間口拾八間、建坪百廿五坪」とある。路次門、式台付八間の玄関があり、その奥に床付の8畳間、内庭に面して2畳の小座敷と3畳の水屋が設けられている。表通りに面して勝手口があるが、その横の8畳間は「店」と記されている。家の奥には「酒造土蔵」があり、店売りもしていたようだ。



[42] 美濃路清須宿脇本陣鬼頭新左衛門所絵図面 (万延元年〔1860〕) 〈櫛田家文書 個人蔵〉

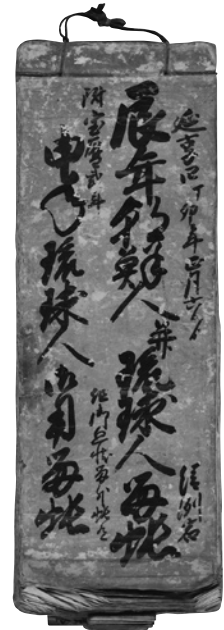
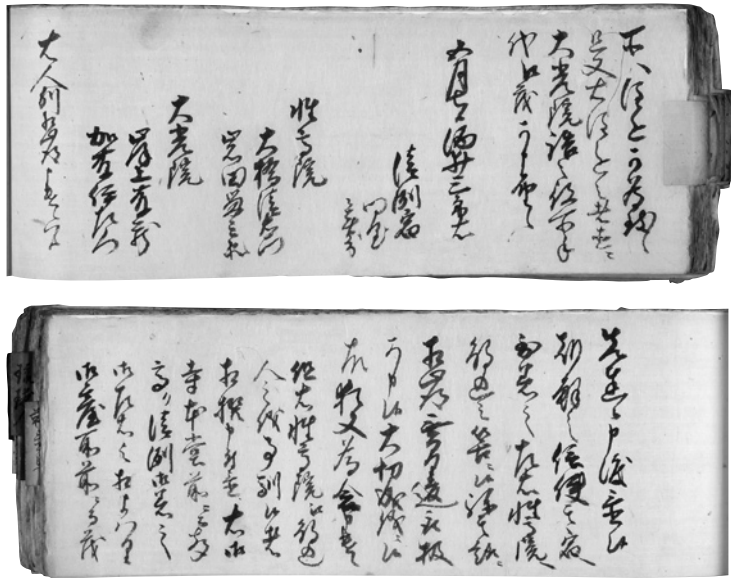
「表間口拾間式尺五寸、奥行六拾間壹尺、家作奥行九間五尺、惣坪八百七拾八坪 内建坪百六拾坪」とあるが、[36] では建坪106坪と記載されている。路地門を入り、板縁付10畳の部屋が玄関となっている。4畳半・6畳・8畳・9畳の部屋があり、湯屋・雪隠は3ヶ所設置されている。裏庭のスペースが広くとられ、裏路地門を抜けると畑がある。



[43] 辰年朝鮮人并琉球人留帳・申年琉球人御用留帳

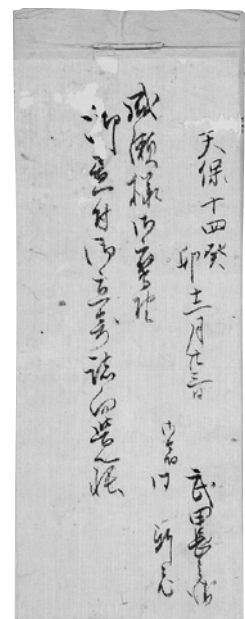
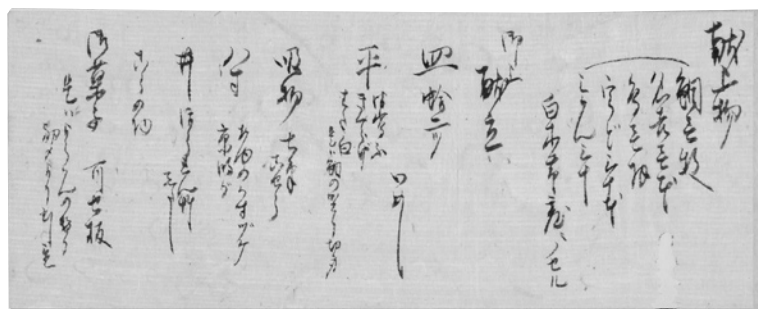
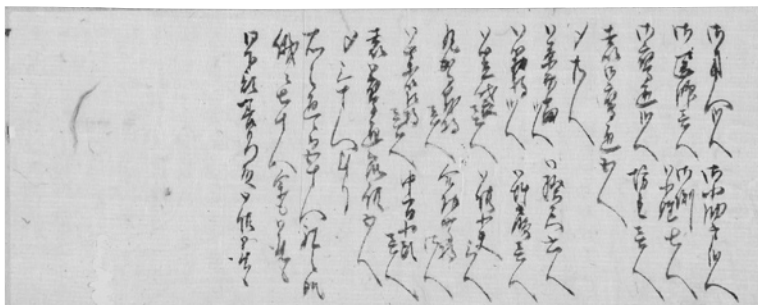
延享4年（1747）正月6日～宝暦2年（1751）〈櫛田家文書 個人蔵〉

『尾張名所図会』には「琉球人清須駅本陣に憩ふ図」が載せられているが、本陣に使節一行の駕籠が着き、多くの人々でごったがえしている様子が描かれている。この史料は寛延元年（1748）の九代将軍家重の「將軍襲職祝賀」に派遣された朝鮮通信使と琉球使節についての記録と宝暦2年の琉球使節についての記録である。なかには道中奉行の達、起宿作事の件、人馬負担、休泊の日程などが記載されている。写真は、清洲宿に通信使一行が到着した旨を宿泊所となる名古屋の性高院と大光院詰め役所手代へ知らせに行くようにという達の部分で、わざわざ事慣れた者を使いに出すように指示している。



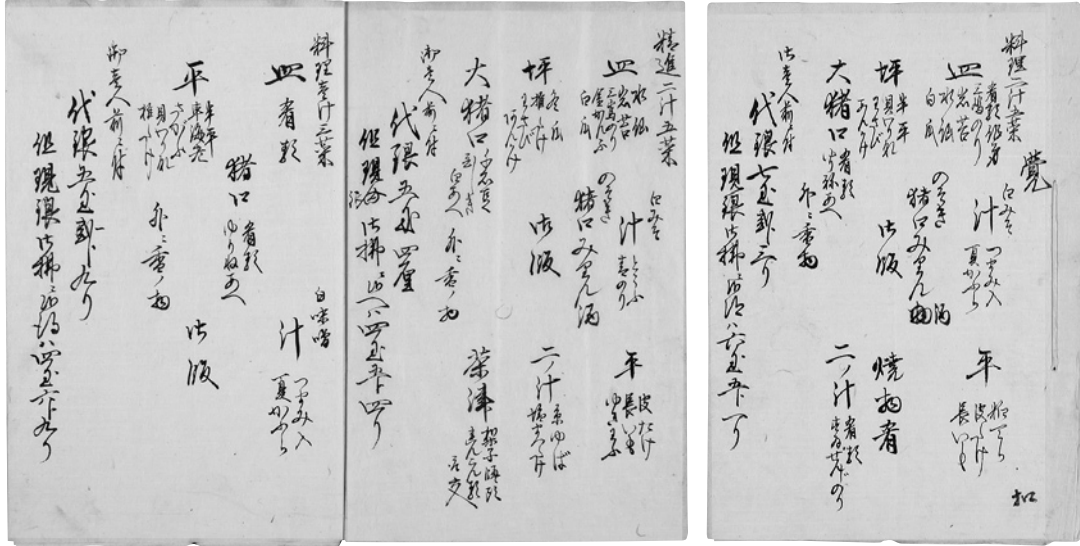
[44] 成瀬様御鷹野御昼付御立寄諸向覚帳 天保14年（1843）12月23日 〈竹田家文書〉

尾張藩附家老成瀬氏が鷹狩の昼食休憩のために清洲宿へ立ち寄った際の覚帳である。当日の接待の様子や御供の者、献上物、食事の献立、手伝の者、入用の覚などが記載されている。献立は「御上」「御次」「下」の3種類用意されており、事前に勘定役から「時節柄ニ付別而御馳走無之様」と申し付けられていたが、成瀬氏へは一汁五菜と御菓子が出されている。御用人以下20名分は一汁三菜と香の物（表鷹匠は鉢物が付けられる）、その他50名分は一汁一菜と香の物となっている。



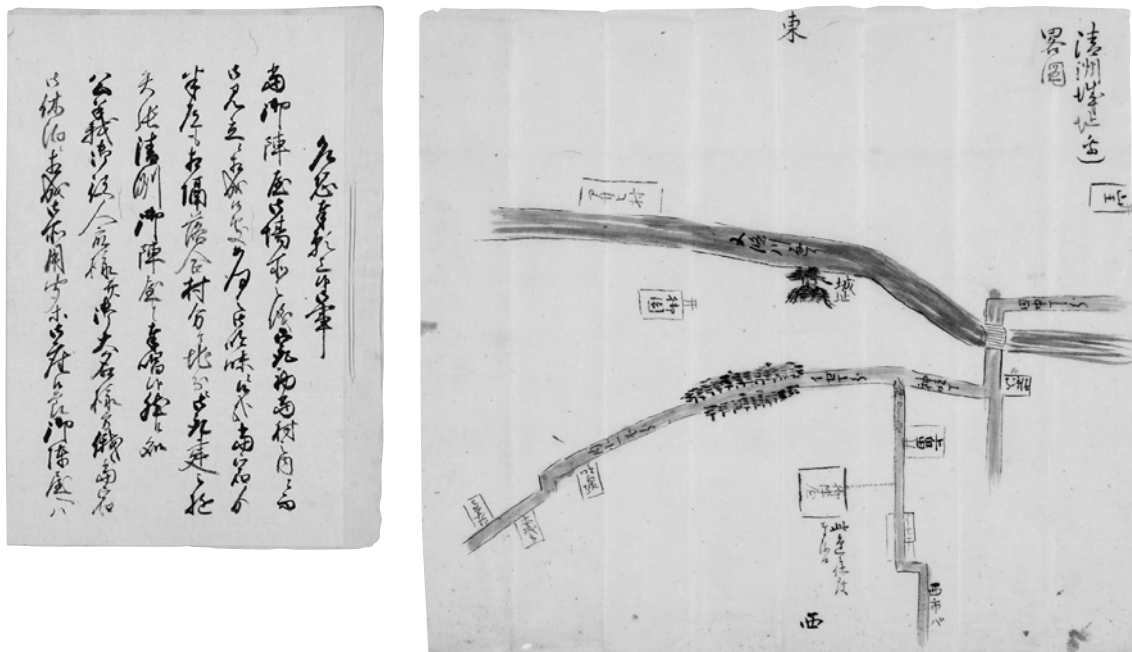
[45] 料理請負値段書上 戊（嘉永3年〔1850〕か）5月 〈榊田家文書 個人蔵〉

陣屋に宛てた料理の見積書である。料理は、二汁五菜、一汁三菜、一汁二菜、一汁一菜の4種類、精進料理も同じく4種類あり、計8種類が書き上げられている。二汁五菜の料理は1人前銀7匁2分3厘、精進は銀5匁4厘、一汁一菜の場合は7分7厘、精進は7分5厘となっている。ただし、この代銀を現銀払いであれば、それぞれ6匁5分1厘、4匁5分4厘、6分8厘、6分6厘と割安になっている。



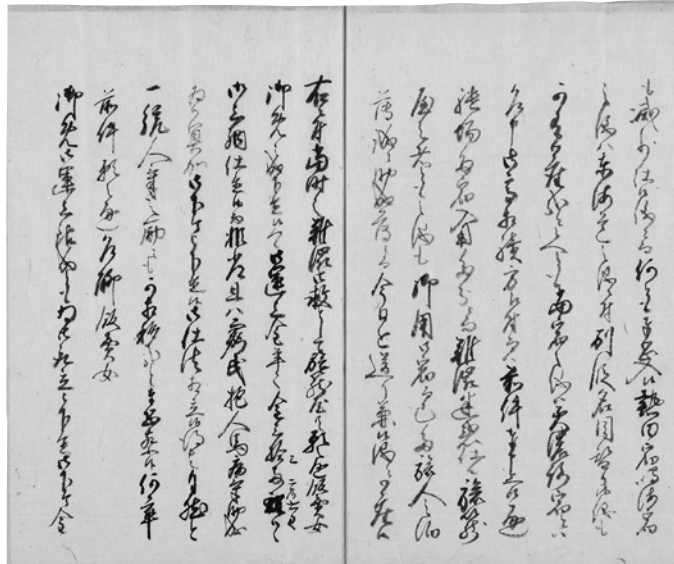
[46] 清洲御陣屋場所移転願願書及び清洲城址辺略図（嘉永3年〔1850〕か）〈榊田家文書 個人蔵〉

清洲陣屋は天明3年（1783）に清洲宿から離れた落合村分地に置かれ、その支配は中島郡・春日井郡・海東郡下の一部190ヶ村に及んだ。[36]には「六角堂村往還右之方老丁余引込、尾張殿地方役所有之、清須陣屋与唱申候」「同村往還左之方六角堂有之、是ハ長光寺境内之地蔵堂二有之候」とあり、[37] ㊤の位置になる。清洲宿では休泊した公儀役人や大名に係わる連絡ごとについて、陣屋と距離が離れているために不都合が生じ、火災・盗賊など事件が起こった場合不安であること、落合村分地にありながら清洲陣屋というので間違いが生じやすく不都合であること、など陣屋が清洲村にないことの不便さを訴えている。そして、強風で被害をうけた陣屋の様子が見苦しいという風聞も聞こえているので、これを機に陣屋を清洲村へ移してくれるようにと願い出ている。他方では宿場の経営が苦しいと種々助成に関する願書を提出していながらも、陣屋建設費用は宿が負担するとしており、陣屋移転への願いの強さがうかがわれる。同封されていた絵図には、上島神社から八神街道を挟んで斜向かいの少し奥まった場所に「御陣屋」が記載されている。「此辺ニ仕度奉損候」と書き添えられていることから、本陣にほど近いこの場所に陣屋移転を考えていたようだ。



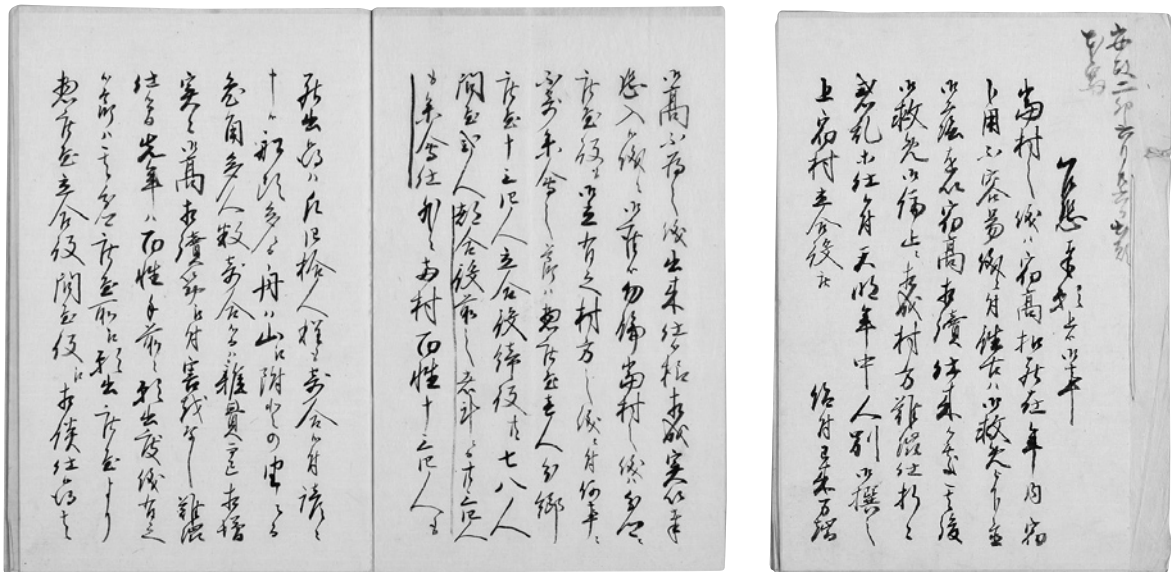
[47] 飯売女免許再願書 (嘉永3〔1850〕か) 〈榊田家文書 個人蔵〉

旅籠屋惣代から陣屋宛での願書で、飯売女を置く許可を願うものであるが、その理由として、大名通行や公儀御用など御用御宿を多く勤めているが、助成金が薄くなったうえ、現金収入となる旅人や商人など一般の休泊がほとんどなく、困窮していること。以前願ひ出た時には許されなかったが、その後鳴海宿には許可されていることをあげている。そして、許可されれば旅籠屋1軒につき1名の飯売女を置き、冥加金を1年金33両2分6匁づつ5年間上納するとしている。この時の旅籠屋数は28軒となっている。写真は宿場役人らの奥書部分であるが、旅籠惣代からの内容に加え、幕府では旅籠1軒に2名の飯売女を許可しているのに、尾張藩では差し止めとしている。そんな中、熱田宿は神領地で宿高が無いことを理由に許可されていること。清洲宿は加宿高を加えて2800余石だが、実際の宿高は僅かな屋敷高のみであり、名古屋・稲葉間の継立てのほか、伊勢路への往来、小牧宿・神守宿や加納宿、鵜多須・佐屋陣屋への継立などがあるため入用も多く、年貢納入に対する御救措置もなくなったことなどをあげて、宿場としても宿救済のために飯売女を置くことを願っている。



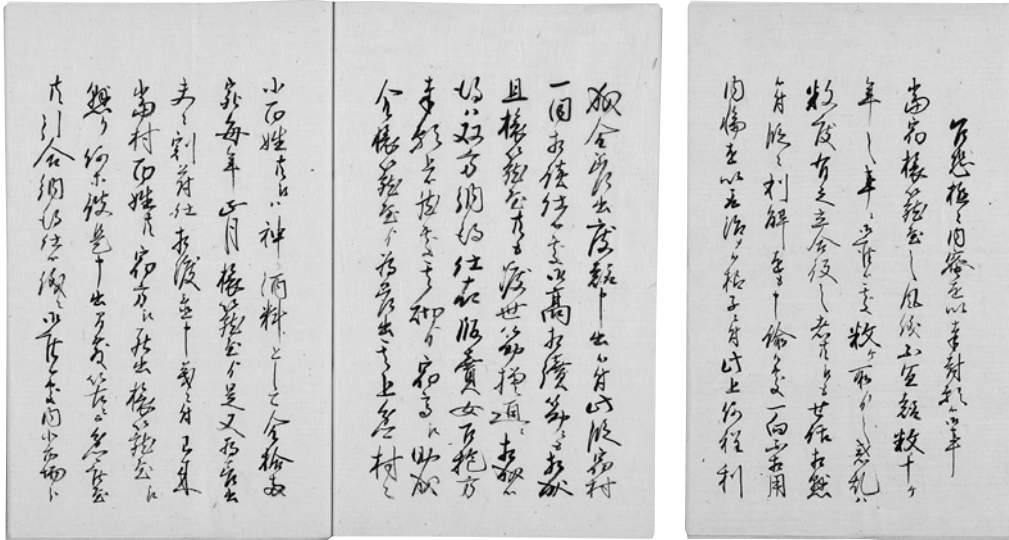
[48] 乍恐奉願上候御事 (村方取締願) (安政2年〔1855〕6月26日) 〈竹田家文書〉

清須宿村惣庄屋・締役・立合役・年寄・問屋・惣年寄から陣屋宛に出されたものである。清洲宿では年貢や夫銀を加宿の村高と併せて上納してきた。以前は、上納が困難な時には「御救免」となったが、そうした措置が停止されるようになり、村々と負担をめぐって揉めることが多くなってきた。そこで、天明年中(1781~1788)に宿村立合役が設けられ、宿場下用・雑費の削減に務めた。宿村下用を割符する場合には惣庄屋・分郷庄屋・立合役締役・問屋など役儀の者23~4人で相談して決めてきたが、文政年中(1818~1825)には内北市場分・小塚分の百姓がこれに加わり約40人程の寄合となり、その後小百姓まで寄合に押しかけるようになった。しかも小百姓は立合役らの邪魔を目的としているようであり、宿方困窮の原因ともなっているので、これを取り締まって欲しいと願ひ出ている。そのなかで、分郷村々のうち30石以上所持している者を頭百姓として分郷庄屋とともに寄合に参加させ、その他の百姓は参加させないことなどを提案している。



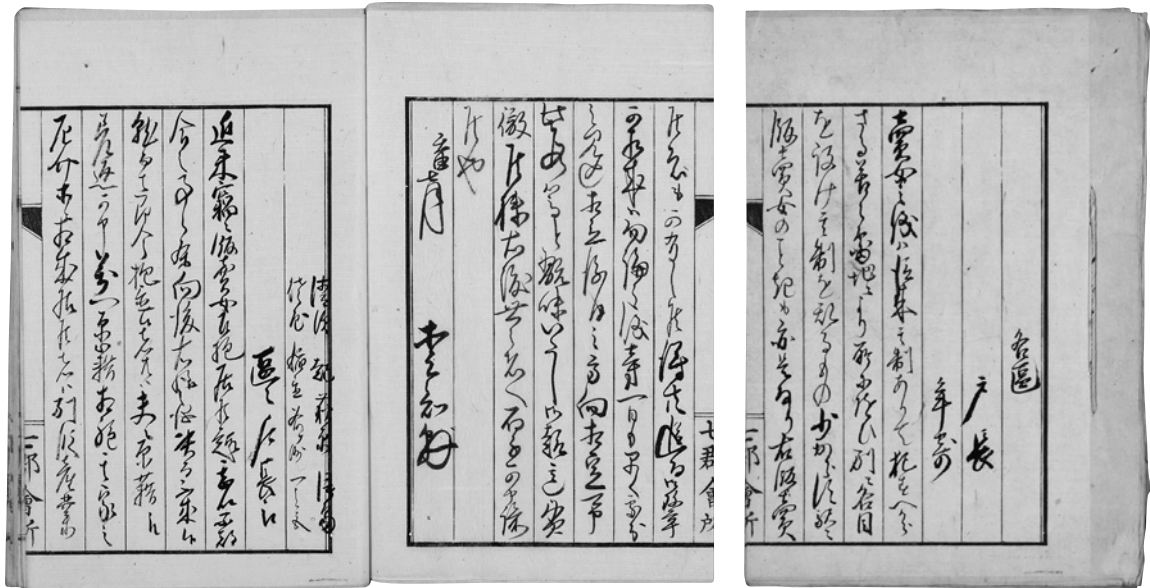
[49] 乍恐極々内密を以奉封願候御事（村方取締願）（安政2年〔1855〕6月）〈竹田家文書〉

「極々内密」とあり、[48]と同じ村方の取締を願うもので、さらに詳細に述べられている。[47]でみたように、旅籠屋では飯売女を置くかわりに上納金を納めることを申し出ていたが、宿場へは宿高下用助成金として50両、分郷村々の小百姓へは神酒料として金10両を毎年正月に渡していた。しかし、内北市場の百姓が旅籠屋へ押しかけ、さらなる利益を得ようとする動きもあり、分郷村々で寄合をした結果、旅籠屋に飯売女を置かないようにとの申し入れをしてきた。「至極随分同心」ではあったが、宿財政の助成として必要であるので、このままにしておくことを申し入れたが村々は聞き入れなかった、という経緯があったことがこの史料によりわかる。また、[48]の願いに加え、騒動の首謀者である内北市場分と小塚分の庄屋の退役も願っている。



[50] 飯売女召抱禁止の通達 壬申（明治5年〔1872〕）〈竹田家文書〉

宿の助成となり、分郷村々の利益ともなってきた旅籠屋の飯売女であったが、年季奉公の形をとった苦界務めの身であった。明治5年のマリア・ルス号事件を契機に「芸娼妓解放令」が布告され、遊女・飯売女が形式上解放されることになる。史料は愛知県から清須・起・萩原・津島・佐屋・稲置・前ヶ洲・一之宮の宿村旅籠屋へ達するように各戸長宛てに出された通達の写で、「飯売女之儀ハ従来官におゐても其実売女たると知りて之を正さず、因習之久き、終に公然たる売女の如く存候ハ甚敷誤なり」とし、密かに抱えている飯売女を解放して原籍地へ返すように、身寄りのない者は何かの産業に従事させるようにとしている。









#### IV 尾張の藩札と武田新蔵・河村新蔵

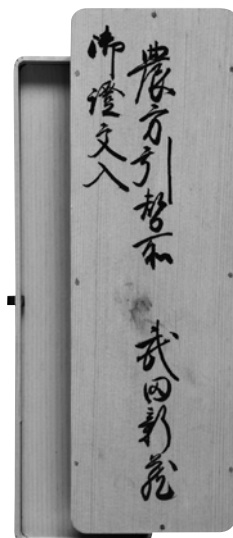
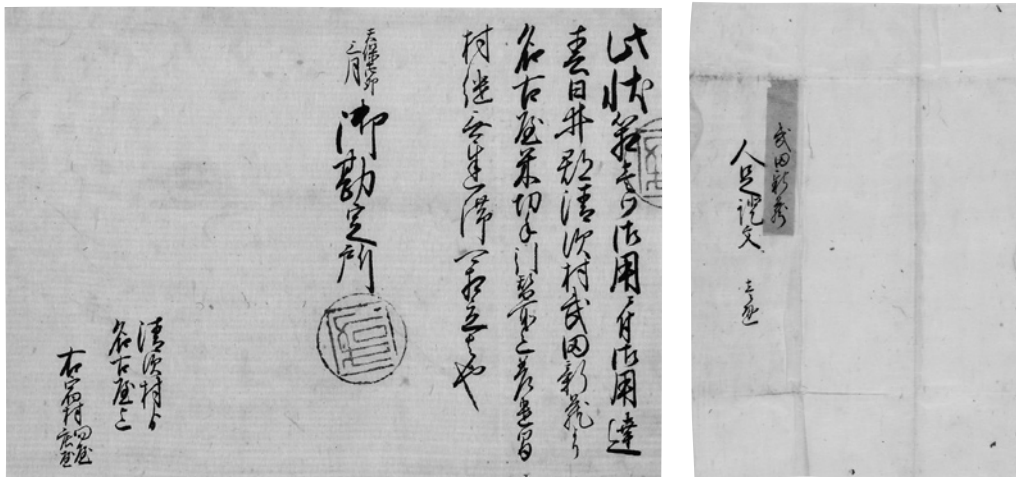
武田新蔵は、天保11年（1840）に農方御勝手御用達格、同13年に同役の本役に任命された。その背景には、尾張藩が発行した米切手（藩札）の整理問題があった。農方御勝手御用達に任命された武田は、名古屋の農方米切手引替所（農方会所）における米切手と正金との引替御用を務めるとともに、価値が下落した米切手を整理するための米切手引替仕法の実施を、他の同役の者たちと藩に願ひ出ている。

また、米切手通用の停止に伴い、藩は嘉永元年（1848）12月に、米切手による貸借について藩が定めた添銀相場で正金に立て替えるよう命じているが、それに従い武田も米切手建ての借用を、正金建てに立て替えている。

明治2年（1869）5月、名古屋藩の命により配符・切手が発行された。配符は、預かり切手の形態でありながら、その実態は銀1匁と5分を額面とする銀札であり、政府による藩札回収策の展開に伴う領内の少額貨幣の不足への対応として発行されたのであった。この配符の発行に、清須では河村新蔵が関与している。

#### [51] 農方引替所武田新蔵御証文入および人足証文 天保14年（1843）3月 〈竹田家文書〉

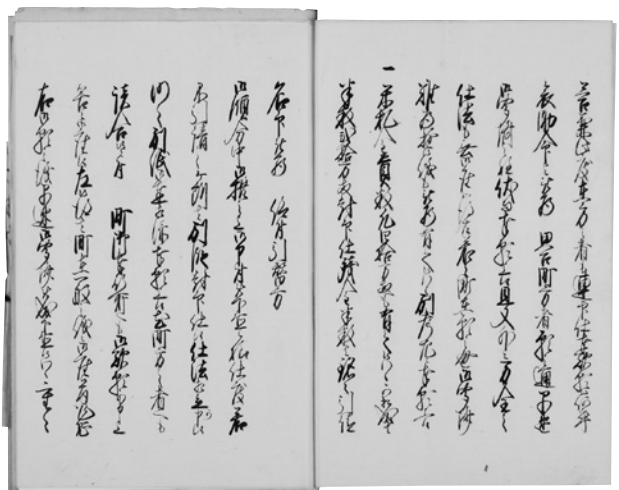
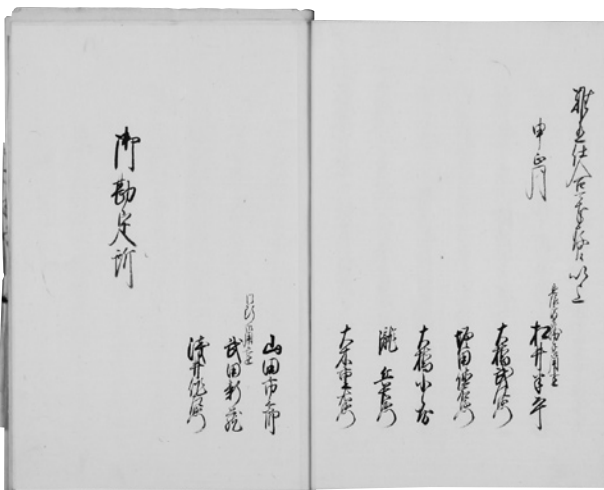
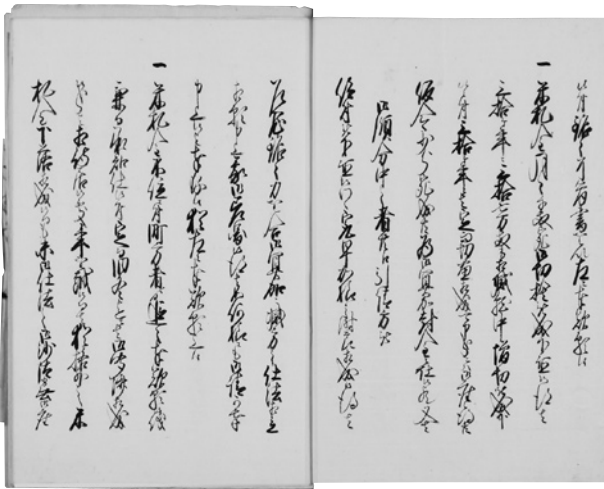
農方御勝手御用達に任命された武田新蔵が、御用のために清洲から名古屋の農方米切手引替所（農方会所）へ向けて発した証文（御用状）を入れた状箱と、それを運送する際の宿（村）継人足証文である。武田新蔵の同役任命の事実は、『片岡喜平治御用向覚書』といった藩政史料や、後年になって同家が作成した由緒でしか知ることができないため、同時代史料として貴重なものである。



[52] 米切手引替仕法につき農方御勝手御用達・同格願書

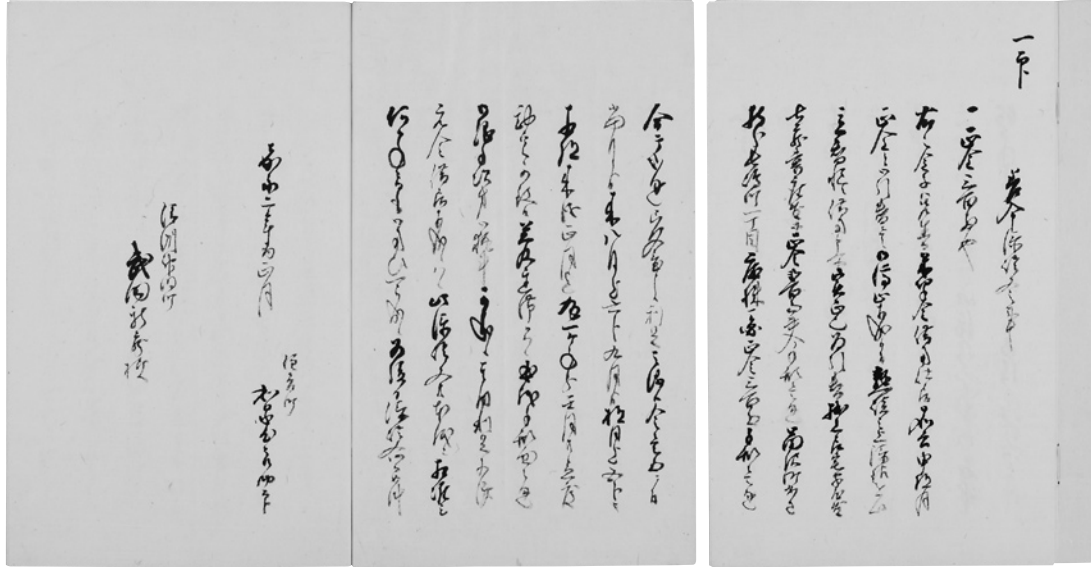
弘化5年（1848）正月 〈竹田家文書〉

竹田家文書には、裏表紙に「嘉永元申 米切手金一条」とある帳面が存在する。そこには、弘化5年正月（2月に嘉永と改元）から12月までの藩勘定所などに宛てられた、武田新蔵をはじめとする農方御勝手御用達・同格らの願書の控が10通収録されているが、本史料はその1通目の願書である。米切手の価値が下落するに至った背景が記されるとともに、それへの対策として、米切手の月々1000両ずつの切り捨てや、通用高約40万両のうちの半数を封印し、残り半数の引替を領内の富裕の者に命じるなどといった米切手引替仕法の実施を願い出ている。



[53] 借用米切手を正金に立て替えつき添証文 嘉永2年(1849)正月 〈竹田家文書〉

嘉永4年(1851)に借主の和泉屋良助(名古屋住吉町)と貸主の武田新蔵との間で、借金の返済をめぐるトラブルが発生した。その訴訟にあたり藩の勘定奉行所へ提出した証書類の控を綴った帳面が作成されているが、本史料はその最初に収録されているものである。米切手の通用停止に伴い、嘉永元年12月、藩は米切手による貸借について藩が定めた添銀相場で正金に立て替えるよう命じており(『御日記頭書』)、この添証文はそれに従い作成されたものであろう。



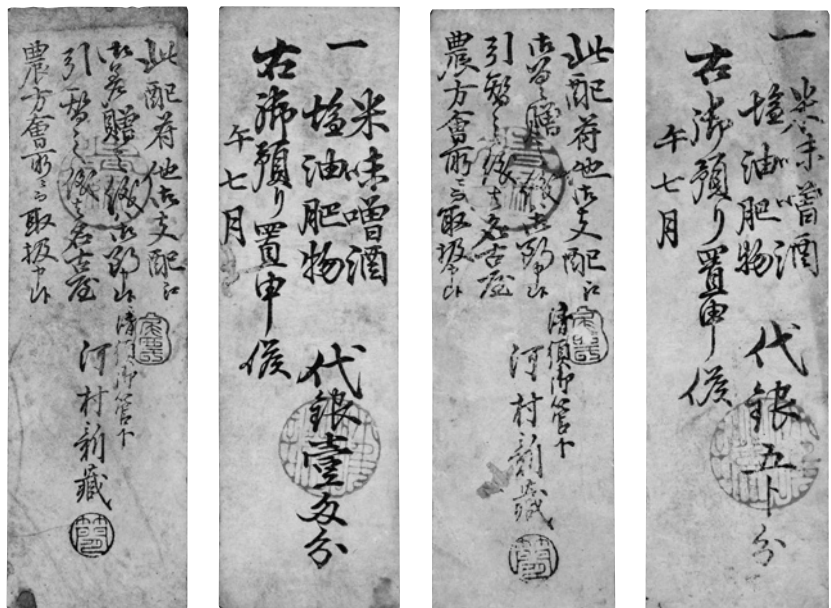
[54] 配符(代銀1匁・5分) 明治3年(1870)7月 〈河村家文書〉

清須管下の河村新蔵が明治3年(1870)7月に発行した配符2種である。表面には、代銀1匁分と5分分の米・味噌・酒・塩・油・肥物を預かり置くとあり、裏面でそれらの品物と代銀の引替を名古屋の農方会所で取り扱うとする。預かり切手(配符)の形態でありながら、その実態は銀1匁と5分を額面とする銀札であった。

明治2年(1869)5月、名古屋藩の命により配符・切手が発行され、それ以降名古屋では、政府発行の太政官札兌換の配符・切手が、同4年11月まで発行されていくことになる。明治2年12月以降、政府による藩札回収策が展開されたため、領内は少額貨幣が不足することになり、それへの対応として配符・切手といった名目で地域通貨を発行したのである。

こうした地域通貨の発行は、政府がめざした幣制統一の動きに逆行するものであった。政府は、明治4年4月に、①預かり切手の増造禁止、②官許のない預かり切手の廃止と正金引換、③蔵米切手の発行禁止を通告している。それにもかかわらず、名古屋藩が配符・切手と銘打って地域通貨の発行を続けた事実は、当時における中央(政府)と地方(名古屋)の経済的関係を考える上で興味深い。

従来の研究において、近世の商方御勝手御用達の系譜である伊藤次郎左衛門ら「商法諸色配符懸り」が配符・切手を発行していたことは知られていたが、農方会所(農方御勝手御用達)の系譜である旧代官所管下における発行についてはあまり知られていなかった。しかしながら、配符の現物は、今回の河村新蔵札のほかにも、同じ清須管下の山田半三郎札や、佐屋方管下など各管下の配符数種が確認されており、今後検討していく必要がある。



## 補論 武田新蔵の農方御勝手御用達任命とその背景

**尾張藩の藩札** 近世の貨幣制度は三貨制度と呼ばれる。幕府は、慶長6年(1601)の慶長金銀の発行と、寛永13年(1636)から始まる寛永通宝の铸造により金・銀・銭の三貨制度を成立させた。三貨の間には、近代のような本位貨幣・補助貨幣の関係はなく、それぞれが独自の機能を持つとともに、地域によって通用する貨幣が異なるという複雑な貨幣制度であった。

幕府の発行する正貨(正金)に対して、諸藩が領内通用を目的として発行したのが藩札である。藩札をはじめて発行したのは、これまで寛文元年(1661)の越前福井藩と考えられてきたが、近年の研究では寛永7年の備後福山藩とする説が有力である。その後、宝永4年(1707)の幕府による札遣い禁令までの約40年間で約50藩が藩札を発行したが、この間尾張藩でも藩札を発行している。

尾張藩は、寛文6年9月、はじめての藩札である「判書」を発行した。この時期の他藩における藩札発行理由の多くは、領内の正金銀を回収して当座の領外への支払いにあてる藩財政の補填策的性格が強かったが、尾張藩でも同様で、深刻な藩財政窮乏への打開策として判書発行に踏み切ったのであった。判書発行にあたり、藩では判書発行機関として札会所(判書所・札場)を城下の長者町一丁目に設置し、札奉行(判書奉行)・金元などの職制を定めた。11種の銀札が発行され、藩は寛文6年9月をもって領内における正金銀通用を停止し、判書の強制通用を命じた。

こうして発行された判書であったが、領外との取引を行う商人による正金銀通用の訴願や、贋札事件の発生などにより円滑に通用させることができなかった。そこで、藩は、寛文8年正月に判書の発行を停止し、翌月になると領内の札遣いを禁止、3月5日までに領内の判書をすべて回収することにしたのであった。

寛文8年の停止以来、藩が再び藩札を発行したのは、寛政4年(1792)11月のことであった。9代宗睦むねちかの時代になると、天明2年(1782)と天明6年の凶作や、江戸市ヶ谷藩邸の焼失、名古屋火災、庄内川の洪水などにより藩財政が悪化した。これに対し宗睦は、農政改革を行って年貢米の増収を図るとともに、倹約を実行したが、藩財政は回復しなかった。家臣へ給禄の一部を削減する上米を実施し、富商や富農に調達金を課してきたが、それも限界に達した。当時の藩債総額は22万5500両余に及んでおり、その整理が急務となった。そこで、寛政4年11月、これまでに支払った利息金6万5700両あまりを元金から控除して、その残額を米切手の発行によって償還することにしたのである。

今回の藩札は米切手という名称であったが、その内実は金札であった。享保15年(1730)、幕府は宝永4年以来禁止していた札遣いを解禁し、従来札遣いの慣行を有していた藩については藩札の発行を許可したが、宝暦・安永と時代が降るにつれて藩札に対する統制が厳しくなり、以前銀札を発行していても一度中絶した藩に対しては許可しない方針をとるようになった。この幕府の方針が、米切手の名称を採用するに至った理由であると思われる。

藩は、寛政4年11月、①発行高は米12万石を超えないこと、②通用期間は25年とすること、③米切手を金銀札と混同しないことの3点を条件に幕府の許可を得て、ただちに米切手の発行を開始した。その種類は、米6斗(金1両)・1斗5升(1分)・7升5合(2朱)の3種であったが、額面が高額で通用に不便であったため、享和2年(1802)12月に米5升(銀5匁)・3升(3匁)・1升(1匁)の3種の銀建て小額米切手が追加された。

米切手と正金銀の引替は、高額3種を御用両替平田所(平田惣助・平田新六)が、小額3種を菱屋平七・駒屋小左衛門・竹皮屋治郎八・升屋彦八・高麗屋利右衛門の5名が担当した。藩では、米切手の乱発を警戒するとともに、寛政から享和にかけて数度にわたり領内に調達金を賦課し、その一部を米切手引替用資金にあてた。その結果、米切手は、発行後10年間は正金銀並みの信用を得て円滑に通用させることに成功した。

ところが、享和2年頃から米切手の相場が低下しはじめ、同年後半になると米切手を正金銀に引き替える場合の歩合(打歩)である添銀相場そえぎんが高騰した。そこで、藩は、大坂商人などからの借用によって引替資金の調達を試みたが効果が現れず、享和3年10月、前年に御勝手御用達に任命していた町方の富商20人のうちから10人を選ぶとともに、在方から有力者10名を新たに御勝手御用達に任命して、それぞれに商方会所と農方会所を組織させ、米切手の引替を請け負わせた。藩は、7万両の新切手を発行し、そのうち半分の3万5000両を両会所に正金をもって引き請けさせ、別に引替準備金として新切手5000両、正金5000両の計1万両を藩から融通した。両会所が引替保証をした新切手には、それぞれの添印が押さ

れていたもので、「商印切手」「農印切手」と呼ばれた。しかしながら、この方法は、かえって藩財政に対する世間の不信を深め、さらに両会所の引替準備金も不十分なことが判明したため、米切手の添銀相場がより一層高騰するという逆効果を招いたのである。

これに対し藩は、米切手の回収資金のために大坂・江戸商人からの資金調達をはかったが間に合わず、ついに享和3年11月、前年発行した小額米切手以外の通用を禁止し、その一部はその当時の相場によって正金に引き替え、残りは新切手と引き替えることにした。これによってようやく添銀相場は下落したのであった。

だが、添銀相場の安定は一時的なものであった。正金銀不足から添銀相場は再び高騰し、資金逼迫のために両会所は営業を停止するに至ったのである。そこで、藩は、文化2年(1805)12月、在方の富豪たちに農印切手の引替を請け負わせ、ついで同5年7月、町方の富商349名を32組に分け、組ごとに30～3000両、総計11万4110両の商印切手の引替を請け負わせた。また、市中相場との乖離が激しかった両会所の添銀相場を引き上げた。これらの結果、米切手の引替要求は減少し、添銀相場も一時低下して両会所の活動も再開したのであった。

その後、文化13年に幕府の許可を得た25年間の通用期間が満期となったが、この時点で米切手を正金銀による回収することは不可能であり、藩は通用期間の25年間延長を願い出て許可された。

**米切手の引替と武田新蔵の農方御勝手御用達任命** 文政～天保期に入ると、文政10年(1827)の<sup>なりはる</sup>齊温の家督相続に伴う新御殿の建設や、天保8年(1837)の風水害など藩では臨時出費が続いた。その結果、天保9年の財政不足額は金31万666両と米7467石となった。これに対し藩は、町奉行所で籤引付調達金を実施し、以降毎年町・在の有力な者たちへの調達金を賦課が常態化していくが、その一方で米切手は制限額の12万石分を超えて乱発され、添銀相場や諸物価は高騰した。

藩では、天保9年に米切手の引替資金として城下の住民1人ごとに正金2分以上を賦課し、翌年2月には添銀相場を1両につき5匁と公定した。しかしながら、城下では「<sup>かげ</sup>蔭相場」での取引が行われ、公定相場は守られなかった。そのため12月になると公定相場は廃止され、その後も添銀相場は高騰し続けたのであった。

天保12年に幕許を得た米切手の25年の通用年限が切れることになり、藩では幕府に再度の延長を願い出た。これに対し幕府は、藩の財政状況に疑念を抱き、藩の財政状態を調査した結果、米切手が金銀札と同様であるという事実が摘発されたばかりか、その発行額も幕許を得た12万石をはるかに超えた46万2400石に達している事実が明らかになった。そこで、幕府は、その不正を責めるとともに、藩の許可願いを却下した。藩は再三延期を願い出たが、幕府は幕許の12万石分については以後10年間で回収することを条件として通用を許可する一方、それ以外の分についてはただちに整理するよう命じた。

藩では米切手の整理が急務となり、その引替資金調達のため、伊藤次郎左衛門・関戸二郎・内田忠蔵(名古屋三家)に対し10万両、御勝手御用達一同に20両の調達金を命じたほか、籤引付調達金を新たに熟田や在方で実施した。また、同13年4月に、藩は諸物価の引き下げのために、町人20人を諸色引下げ方世話人に、5月には正金融通や銭相場の安定のために、関戸・内田・伊藤の三家をはじめとする町人60人あまりに対し「立入世話」を仰せ付けた。同年には、国産会所を設置し、木綿や陶器などの藩専売制を敷き、すべての江戸向け商品の代金を管理して正金の吸収をはかっている。

さらに、同13年2月には、幕領であった近江八幡町の領有に成功し、同14年9月になると、同町の17人の町人に3万1000両の調達金を賦課するとともに、4人の町人を御勝手御用達に任命し米切手の引請と正金引替を命じた。彼らが引き請けた米切手には、幕府の公書印と藩勘定所印のほかに、4人の町人の印があることから、「添印切手」と呼ばれ、正金同様に通用させられるとともに、正金に引き替える際には金1両につき銭8文の手数料が徴収された。

ところで、こうした状況下で、調達金の賦課や米切手の引替を請け負わせる御勝手御用達や同格に任命される者の数も増加していった。当初9人であった農方御勝手御用達は、天保11年に11人、同12年に12人、同13年に15人、同14年に16人となり、農方御勝手御用達格も、天保13年に7人、同14年には4人の増加がみられる。こうしたなか、武田新蔵も、天保11年に農方御勝手御用達格に、続く同13年には同役の本役に任命されたのであった(『片岡喜平治御用向覚書』、竹田家文書「乍恐奉願上候御事」)。武田家は、宝暦11年(1761)以来藩による各種の調達金の賦課に応じており(竹田家文書)、今回の任命

はその財力に期待してのものであると思われる。

添銀相場は、藩の様々な対策によって下落する傾向をみせた。ところが、天保15年10月（12月に弘化と改元）に、米切手通用停止の浮説から再び高騰してしまった。そこで、藩は、55匁の添銀をもって米切手通用高の6割を正金に引き替えるとともに、4割を増印して再発行することにした（増印切手）。この引替は、翌弘化2年（1845）10月4日で終了したが、これにより米切手は通用高の半分以上が回収され、残りの約42万4200両あまりの米切手の回収が今後の重要課題になった。

そのため、藩は弘化2年2月以降、5年間にわたり領民から1人ごとに銭1文の日掛金を徴収したほか、同年7月には幕府に対し年4万両、5年間の総計20万両の拝借金を願い出た。これに対し幕府は、5年間ですべての米切手を回収することを条件に拝借金を許可している。

このような藩による米切手の引替努力にもかかわらず、資金不足は一向に改善されず、増印切手はしばしば引替を停止する状態であった。その結果、添銀相場は高騰し続けることになり、このような状況において、武田新蔵をはじめとする農方御勝手御用達・同格は、何度も米切手引替仕法の実施を歎願し続けた。だが、それは取り上げられず、嘉永元年（1848）4月になると願書は差し戻された。なお、農方御勝手御用達らの歎願は、その後12月まで続けられ、6月には商方御勝手御用達や質屋仲間と組んだ成瀬・竹腰両家への内願も実施している。こうしたなかの同年10月、藩は幕府に対し10万両の拝借金を願い出て、幕府は同年中に米切手をすべて回収する条件で許可した。

こうして、藩は、同年11月、同年限りで米切手の通用を停止することを領内に命じた。米切手の引替は同年12月から開始され、翌同2年正月に終了した。幕府からの拝借金10万両を資金として、米切手はおおむね全額が回収されたという。

（勝亦貴之）

## V 清洲の帯刀人と非常守

江戸時代、基本的に苗字帯刀などは武士へ与えられた特権であった。しかし、中には領主から特別に苗字帯刀の許可を与えられた百姓・商人、すなわち帯刀人と呼ばれる人々がいた。

尾張藩でも藩に対して功績があったり、本陣・問屋など藩の公的な職を担った百姓・町人たちに苗字帯刀を許可していた。さらに、江戸後期には藩財政立て直しのために献金を集め、その見返りとして苗字帯刀を含む特権を多くの豪農・豪商へ与えたため、帯刀人の人数は急激に増えてゆく。

清洲代官所支配の村々では、清洲宿の本陣・脇本陣・惣年寄・立合役・村取締・惣庄屋といった宿場役人・村役人が公的な職を担う者として苗字帯刀を許されたほか、安政5年（1858）には藩への献金により31名の者が苗字帯刀などの許可を得ていた。

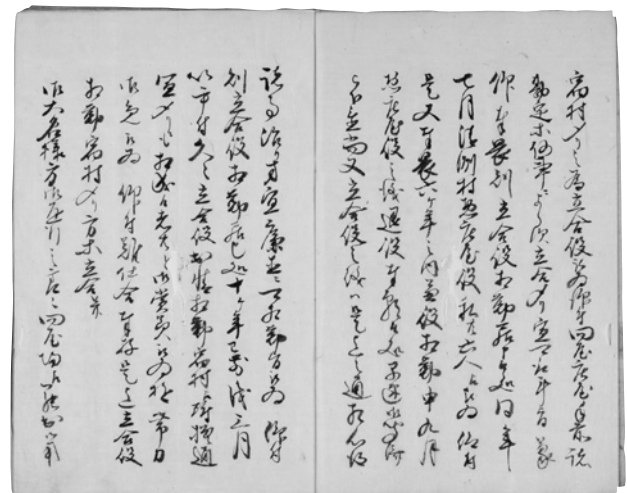
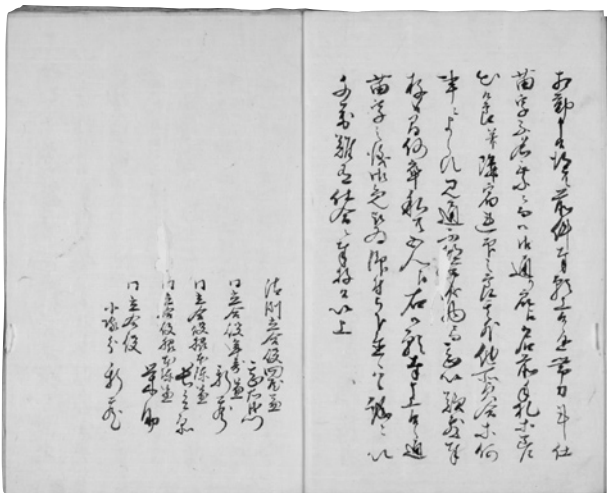
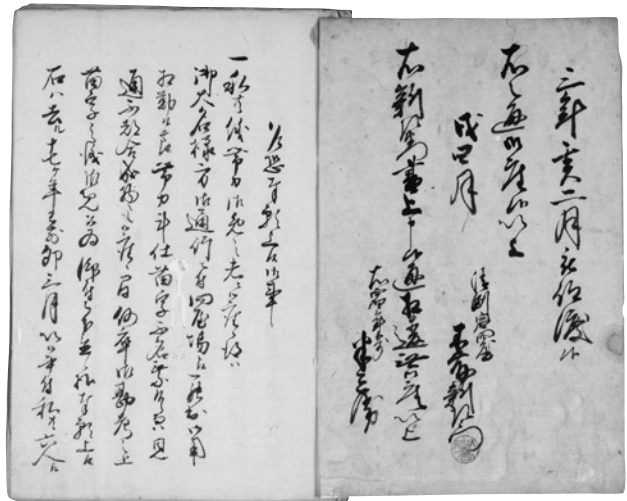
諸大名により認められたこのような特権は、特権を認めた諸大名の領内に限り効力を持つもので、他領においては効力を失うというのが幕府の見解であった。しかし、幕府代官所である笠松代官所においては一時期尾張藩から苗字を許された百姓らからの苗字付書類を受け付けており、これが天保期に入り問題視されるようになる。

幕末になると、帯刀人の一部に、苗字帯刀という特権を通じて自己を武士と同一視し、武術修業を行うと共に、自ら藩兵力の末端を担わんと欲する者たちが出現してくる。一方で、世の中が不安定となり尾張藩では治安維持・国境警備強化の必要に迫られていた。そこで、藩は武士意識を持ちつつあった帯刀人らを中核に各代官所管轄区ごとに「非常守」という農兵隊を組織し治安維持にあてるようになる。

### [参考] 乍恐奉願上候御事（苗字免許願）

寛政11年（1799）〈竹田家文書〉

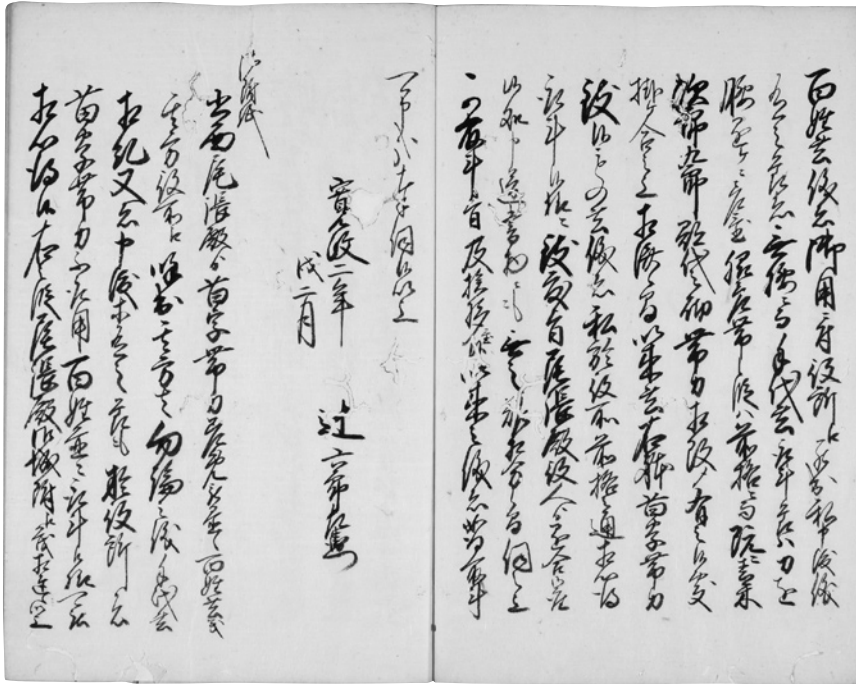
帯刀を許可されていた清洲宿立合役五名が、帯刀のみでは通行の諸大名などとの交渉に不都合が生じるので苗字を名乗ることも免許して欲しいと願った際の願書写。尾張藩では苗字に先んじて帯刀を許可していたが、享和3年（1803）から幕府にない苗字、しかる後に帯刀の順で免許するようになった。もともと、立合役はしばらくこの原則から除外されたようで、文政期まで帯刀・苗字の順で許可されていた。





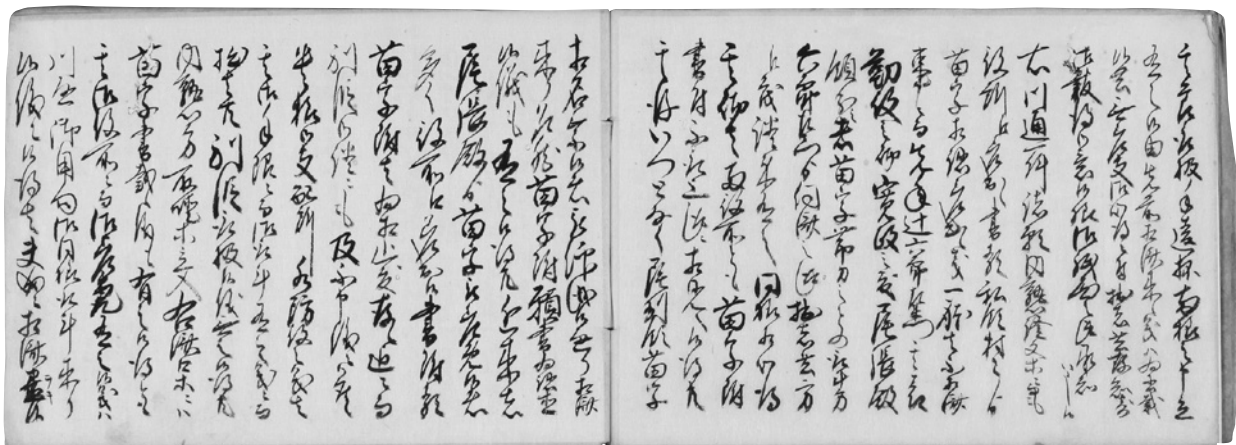
[55] 帯刀苗字之儀二付辻六郎左衛門様より御伺書写并六郎左衛門様江堤方中より伺之写  
寛政2年(1790)2月 〈高木家文書〉

幕府美濃郡代辻六郎左衛門守貞から幕府勘定所へ差し出された伺書とその返答の写。尾張藩から苗字帯刀許可などの特権を得た百姓・町人(帯刀人)が幕府代官所の一つである笠松代官所へ出頭してきた際の扱いにつき伺いを立てている。勘定所の見解は、諸大名が許可した苗字帯刀などの特権はあくまでその領内だけのことで、幕府代官所へは何ら影響力を持たないとしている。もともと、これに対して尾張藩では宿役人に領国外の人々と交渉を行う際にだけ苗字を名乗ることを許可している例が見られ、幕府の方針から大幅に外れた政策を行っており、両者の意識は乖離していた。



[56] 川通御用日記 天保6年(1835) 〈高木家文書〉

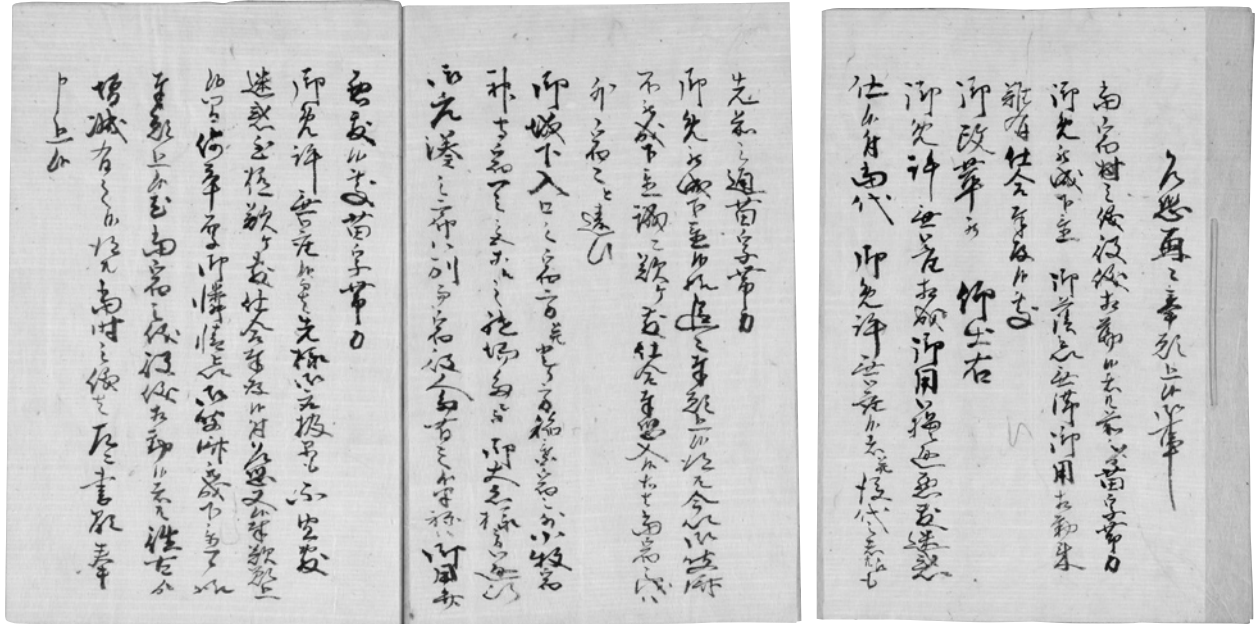
諸大名が百姓・町人へ許可した特権は考慮しないとの勘定所からの指示にも関わらず、笠松代官所では辻六郎左衛門に代わり就任した美濃代官三河口太忠の時に尾張藩領の百姓・町人が出した願書など内輪の文書についてのみ苗字付書類を受け付けるようになった。さらに、天保6年(1835)頃には請証文など正式な文書でも苗字付書類を受け付けるようになってゆく。このような状況に対して尾張藩領の領民が苗字附で書類を差し出した場合、今後は受け取らないようにすべきとする意見が高木三家から笠松代官野田斧吉へだされた。高木三家とは、笠松代官と共に木曾三川の管理にあたった交替寄合の旗本である。なお、高木三家は近年尾張藩が苗字を多くの者に許可しているとも指摘しており、尾張藩が苗字帯刀などの特権をこの頃乱発していた様子がうかがわれる。



[57] 乍恐再々奉願上候御事（苗字帯刀許可願）

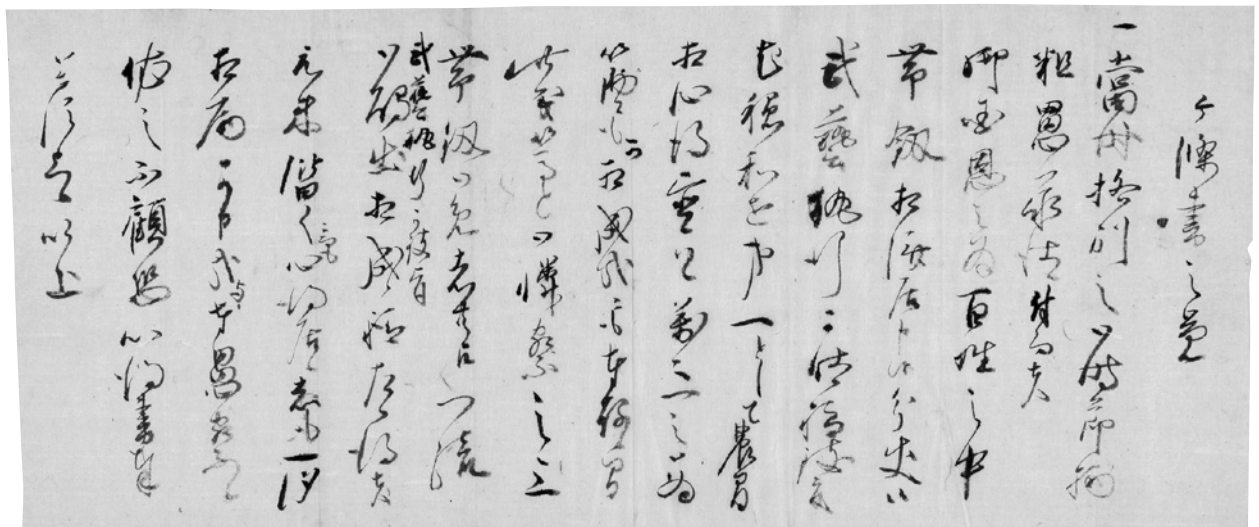
安政5年（1858）7月 〈榊田家文書 個人蔵〉

尾張藩は家筋や役儀を理由に宿場の本陣・脇本陣・問屋年寄ら宿役人たちが苗字帯刀や宗門自分一札許可を願い出た場合、原則許可していた。ところが、天保14年（1843）に苗字帯刀は孝行者や行跡宜しき者など格別理由がある者への褒美として与えるものと方針を変え、以降宿役人へ苗字帯刀を与えることを止めた。本史料はこの藩の方針転換により後継者が苗字帯刀を得られなくなった清洲宿場役人らが、今まで通り苗字帯刀を許可して欲しいと願い出た際の願書下書。もともと、この頃尾張藩では藩財政立て直しの一環として豪農や豪商に対して献金を求め、その見返りとして苗字帯刀などの特権を与える制度を整えており、宿役人らもこの制度を使って特権を得るようになってゆく。



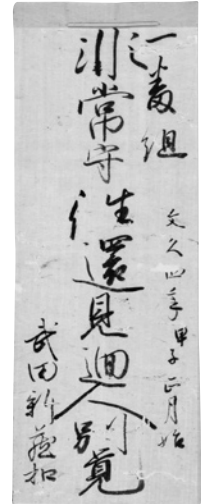
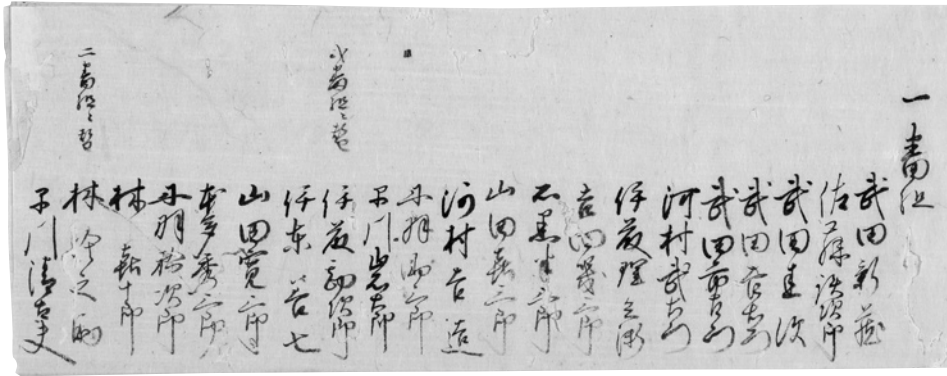
[58] ケ条書之覚（武芸修業を帯刀人へ命じて欲しい儀につき願書控） 年未詳 〈竹田家文書〉

非常時の兵力にもなるので帯刀人だけで良いので武芸修業を行うよう命じて欲しいとする願書控。差出宛名は無いが武術修業を行っており、非常守下裁許人であった武田新蔵らから尾張藩へ宛てて提出されたものと思われる。本来百姓・町人という戦闘とは無縁な身分の帯刀人たちが、帯刀という特権を通じて藩の兵力たらしめる武士的な意識を持ちつつあった様子が見られる。



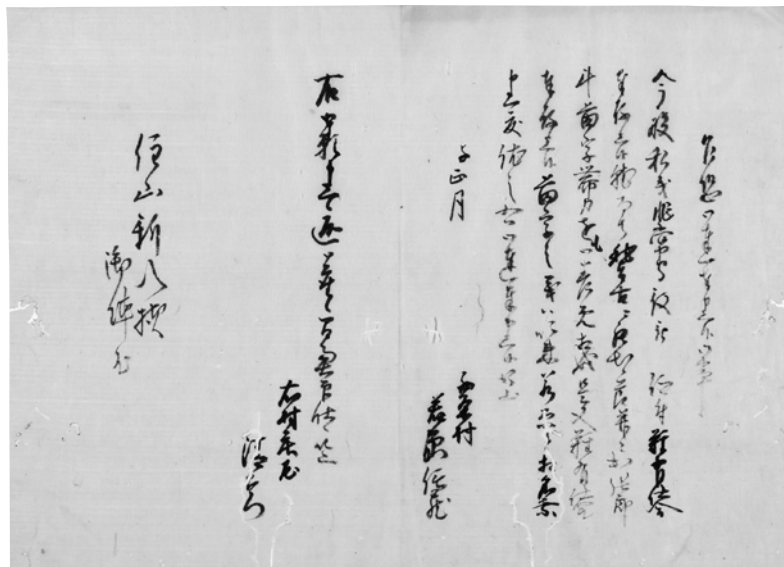
[59] 一番組 非常守往還見廻人別覚 文久4年(1864)正月 〈竹田家文書〉

開国以降、諸国の攘夷志士らが徘徊するようになったため、尾張藩では治安維持・国境警備強化の必要に迫られる。そこで、文久3年(1863)に藩は帯刀人らを中核に各代官所管轄区ごとに「非常守」と呼ばれる農兵隊を組織した。清洲代官所管轄では、下裁許人に任じられた清洲神明町の武田新蔵、落合新田の佐藤鉄次郎ら4名の下、1組20名前後からなる2組の非常守が編成され治安維持にあたった。本史料は、一番組所属の非常守の名前と、見廻り時の人員構成を記したもの。見廻りはおおよそ3日～8日に一度、3～5名程度で行われた。



[60] 乍恐御達奉申上候御事(非常守御用中は若原と苗字名乗ること届書) 元治元年(1864)正月 〈竹田家文書〉

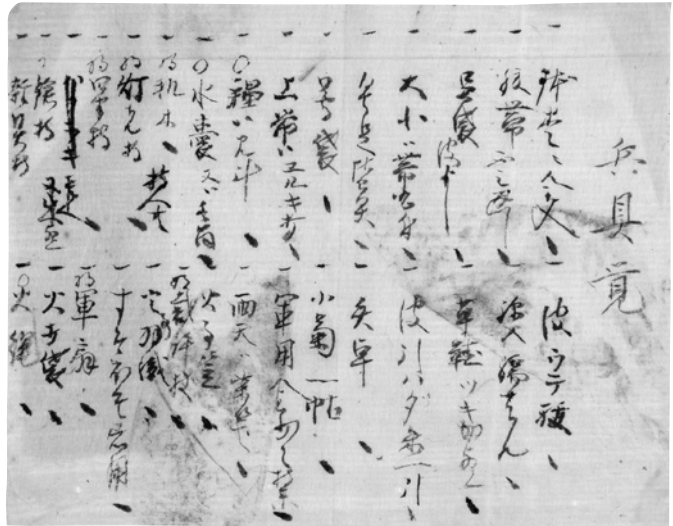
尾張藩は、非常守たちに武芸稽古の時と治安警備時に限って苗字帯刀を許可した。そこで、それまで苗字を許可されていなかった者たちは使用する苗字をきめて陣屋へ届け出る必要があった。本史料は、非常守の一人若原信蔵の苗字届書の控。





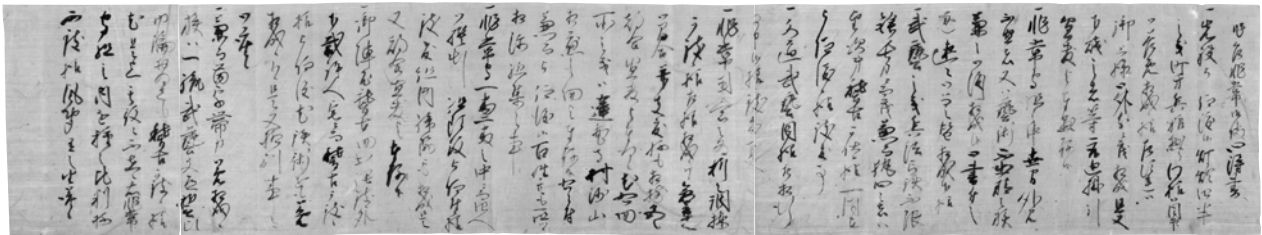
[参考] 兵具覚 年未詳 〈竹田家文書〉

下裁許人の出陣時における装備一覧案。本史料では四半(縦3・横2の割合)の指物を背負い、指揮具である裁許杖を持ち、槍持などの下人を引き連れて出陣することにしており、下裁許人が自己を土分と同等に位置づけている様子がうかがわれる。



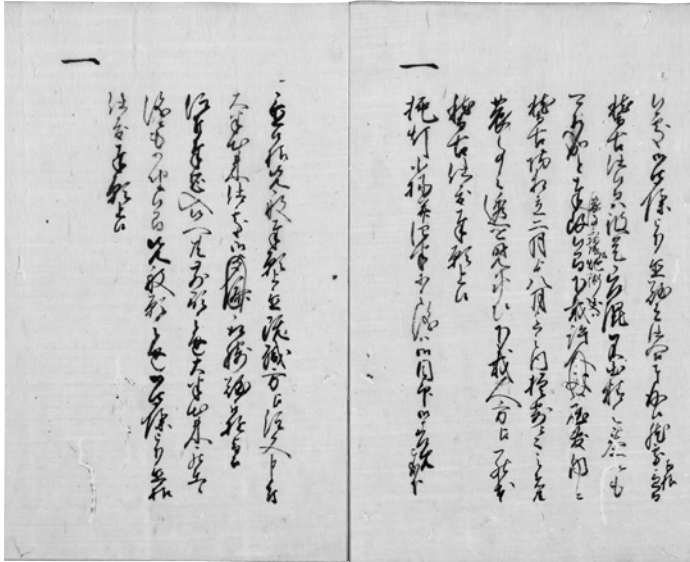
[63] 乍乍非常御備心得書 (非常守組頭設置などにつき願書写) 年未詳 〈竹田家文書〉

非常守へ申しつけて欲しい事項について非常守下裁許人が陣屋へ出した願書の控。下裁許人は、町方兵糧掛同様の提灯と四半の指物に目印を入れることを認めること、非常守の中で稽古など不出精であったり人品宜しからぬ人物がいた場合速やかに別の人物と入れ替えるようにして欲しいこと、武芸修業は剣術・弓術・槍術・長刀術など非常守の望み次第に許可して欲しいこと、組内取締のために4名の組頭を置くことなどを願っている。なお、最後に非常守のことを悪く言う人々がいるとの風聞があることを伝えており、非常守取り立てを疎ましく思う人々がいたことがうかがわれる。



[64] 乍恐御内々奉願上候御事  
 (下裁許人宅での砲術稽古許可などに関し願書)  
 年未詳 〈竹田家文書〉

[63] と同じく非常守下裁許人から陣屋へ差し出された願書の控。非常守に許可された砲術稽古を剣術稽古と同時に行ってはどちらつかずとなり不出精の原因となるので、農作業が暇な時に下裁許人屋敷で稽古するようにしたきこと、また既に注文して大方完成しつつある目印のついた提灯などの使用を許可して欲しいことを願い出ている。



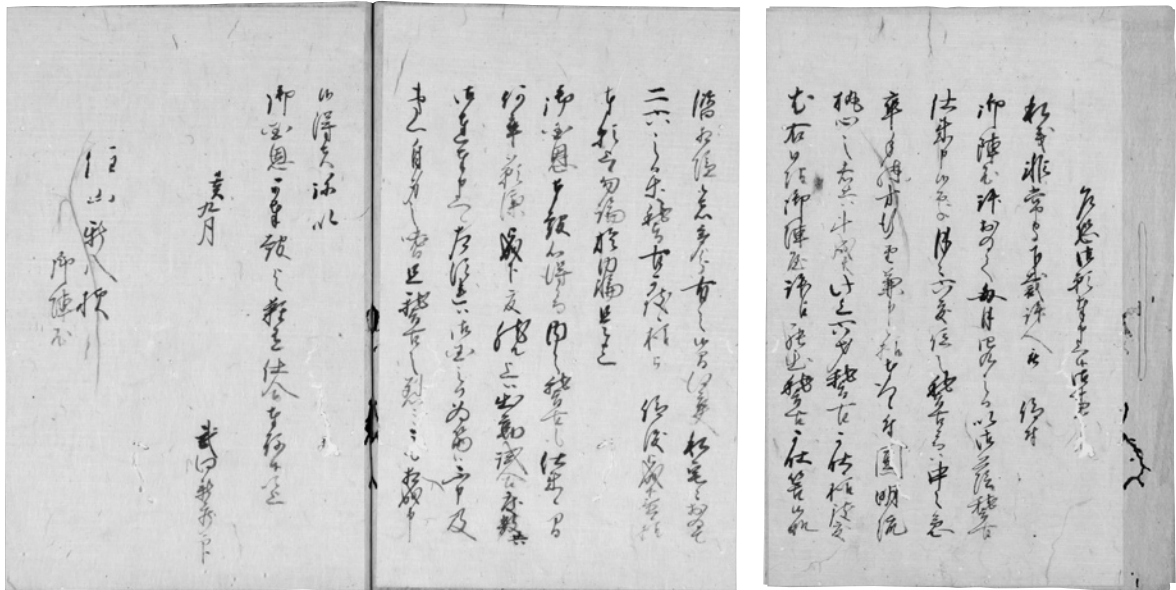
[65] 清洲非常守提灯図  
 年未詳 〈竹田家文書〉

下裁許人らが藩へ使用許可を願い出た提灯図。清洲の非常守たちは藩の許可を得る前に下裁許人佐藤鉄次郎が中心となり全員分この提灯を誂えた。しかし、藩はこの提灯をはじめ旗指物や裁許杖の使用を非常守に許可しなかったため無駄になってしまった。



[66] 乍恐御願奉申上候御事 (武田新蔵家にて円明流稽古願) 文久3年(1863)9月 〈竹田家文書〉

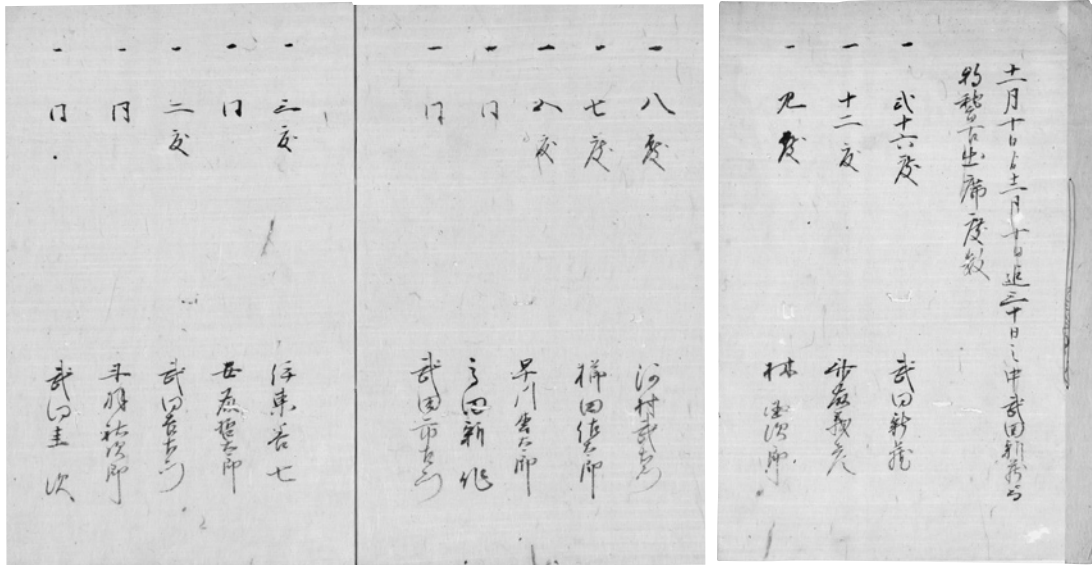
藩は非常守たちに一刀流の剣術を近藤勝之右衛門へ入門し陣屋にて稽古するように申し付けた。しかし、下裁許人武田新蔵は安政期から自宅に道場を構え、師範として円明流伊東孫兵衛を招き、近隣の有志らを集め円明流を学んでいた。そこで、既に円明流を嗜んでいた新蔵ほか8名の非常守は陣屋へ伊藤孫兵衛方へそのまま教を請いたいと願い出て許可された。なお、円明流を修業する非常守はその後増え、全部で14名を数えるようになる。さらに、武田新蔵は月6日程度の陣屋での稽古のみでは上達しないので、稽古への出席状況や試合数を逐次報告するので、自分の屋敷でも月に6日程度稽古を行いたいと陣屋へ願い出ている。本史料はその際陣屋へ出された願書の控。なお、陣屋はこの新蔵の願いを聞き届けている。



[67] 十一月十日・十二月十日迄三十日之中武田新蔵二而朝稽古出席度数

文久3年(1863)11月 〈竹田家文書〉

文久3年(1863)11月10日から12月10日までに武田家の道場で行われた朝稽古に参加した者の稽古日数の書き上げ。清洲宿本陣林国次郎ら非常守になっていない人々の名も見える。なお、約30名の人々が武田新蔵宅の道場で円明流を学んだと言われており、当時農民らの中で武術を修業することが隆盛していた一端がかいま見られる。もともと、尾張藩は百姓らが武術修業を行うことを良しとはしておらず、慶応元年(1865)に非常守以外の町人・百姓が武術稽古をすることを禁じる法令を發布している。



#### ●コラム 4 尾張藩の帯刀人

**尾張藩の帯刀人** 帯刀人とは、江戸時代幕府や藩などの領主階層から帯刀することを許可された百姓・町人を指す。一般に中世では成人男性は日常的に刀ないし脇差を帯びていたが、豊臣秀吉による刀狩りにより帯刀は許可されたものしか行えなくなる。もっとも、江戸時代に入ると派手な拵の刀や長大な刀を帯びることへの禁止へと規制が緩和され、元禄期頃までは正式に帯刀許可を得た者のみならず、帯刀許可を得てない百姓・町人が勝手に帯刀することがしばしば見られた。尾張では、寛永19年（1642）に百姓・町人が大刀・大脇差を帯刀したり朱・青漆・黄漆・白檀塗の鞘、大鐔・角鐔を使用することを禁じる法令を出しており、これ以外の刀・脇差の帯刀は禁じていなかった。

しかし、幕府は帯刀を武士身分の標章と位置づけ、寛文・延宝期頃から幕府領における百姓・町人の帯刀規制を強化してゆき、それを各藩領や旗本領へも波及させてゆく。そこで、尾張藩でも百姓・町人の帯刀を制限するようになってゆく。

その結果、百姓・町人の帯刀は許可を得た者、すなわち帯刀人しか帯刀出来なくなってゆく。それ以外の百姓・町人には、せいぜい道中に脇差を指すことが認められる程度に限定されることとなる。なお、武士の場合はその子弟にも帯刀する権利が付与されるが、帯刀人へ与えられた帯刀許可は原則あくまで本人一代に限り与えられた特権であるため、子弟が帯刀することは許されない。もし、子弟が帯刀を許可してもらいたければ、死去した親の跡を継いだ後に、別途藩へ願い出て許可を得る必要性があった。また、帯刀人の中には普段は帯刀せず、尾張藩の御用など公的な役割を果たす時のみ帯刀が許される者も少なからずいた。この場合、帯刀人本人にではなく、彼が担う役職自体に帯刀免許が付随していたと言えよう。

もっとも、尾張藩では帯刀人の管理がかなり杜撰であった。尾張藩は、宝永6年（1709）・宝暦4年（1754）に帯刀人の氏名とその由緒を村々から差し出させている。しかし、その成果を充分いかすことが出来なかったようで明和6年（1769）に出されたと推測される村方へ帯刀人の由緒を差し出すよう命じた達が残されている。そして、そこには「村々百姓共之内、苗字帯刀之者死失不知も有之、改名境も難知分も有之候間、左之通認、当十月伝馬銀之序役所へ可指出候」と、明和段階において尾張藩が帯刀人の死去や改名など個人情報把握するにいたっていないことを示す記述がある。

そして、このような状況であったためであろう、帯刀人の子弟が勝手に帯刀したり、親の死去後に藩へ願い出ずに「親之代通相心得」で苗字を名乗り帯刀したりすることがままあった。また、中には道中往来の節に武士にのみ許された先触を行ったり、召し連れている下人に武家風の看板（武家が中間・小者に着せた主家の紋所などを染め出した丈の短い衣類）を着せるなど、尾張藩家中と紛らわしい格好や行為を行う者までいた。

そこで、安永6年（1777）に由緒を持つ者であれ、藩の役儀を勤めることで苗字帯刀の許可をうけている者であれ相続の際に役所へ願い出てその指図に従うべきこと、また藩の許可を得ていない帯刀人子弟の帯刀を禁じることを村方へ達している。その後、同様な触れがなんどとなくだされている。また、天明8年（1788）に家中と紛らわしい格好・行為を禁ずる旨を達している。この法令発布によって、帯刀人が家中と紛らわしい格好・行為を行う風潮は一時期収束したようであるが、年を経るごとに法令に背く者たちが出てきたので、天保13年（1842）に再び禁止する旨の法令が出されている。

**清洲宿立合役と苗字帯刀特権** 清洲宿立合役とは天明3年（1783）に起きた宿村百姓らが起こした内輪騒動を契機に「宿村メリ」のために置かれた役職で、この年武田新蔵ら6名が藩により任じられた。その後、6名の立合役は役儀に出精したとのことで、寛政2年（1790）に立合役を勤めている間に限って帯刀を許可された。しかし、苗字については許可されなかった。

幕府や大抵の藩では、百姓や商人へ苗字帯刀の特権を与える際に、苗字をまず与えて、しかる後に帯刀を許可するのが通例であった。しかし、尾張藩ではまず帯刀を許可し、しかるのちに苗字を与えていた（「百姓共苗字帯刀并御目見自分一札差免方取扱究」、『尾張藩在郷名家録』所収）。なお、苗字帯刀以上の特権としては、下から一統御目見、宗門自分一札、名披露御目見、独礼御目見、熨斗目着用御免、肩衣着用御免があり、帯刀を許可されてからの年数や功績・由



緒などに応じて許された。ちなみに具体例として武田新蔵晨正の場合を見てみると、彼は弘化4年（1847）に苗字帯刀宗門自分一札を許され、その後嘉永元年（1848）に年頭御目見、翌2年に肩衣着用、文久3年（1863）には曾孫の代まで苗字帯刀自分一札名披露御目見、元治元（1864）年曾孫の代まで熨斗目着用、慶応元（1865）年拝領の紋服一代限り着用、明治2年（1869）に御用達となったことに伴い非常時に御目印附の笠と家紋の上に尾張藩の合印である丸八を小さくつけた提灯の使用を、翌明治3年に孫の代まで肩衣着用を許可されている（櫛田家文書）。

ところで、江戸時代は身分制社会であったため、公的な場では苗字帯刀の特権を得ているか否かで諸事において扱われ方に差がでた。したがって、清洲宿を参勤交代などで通行する諸藩の役人ら他領の者と宿役人として接する機会があった立合役にとって帯刀を免許されたことは職務上都合が良かった。しかし、帯刀しながらも苗字を名乗ることが出来ないことは他藩の者からは奇異に見られ、色々と不都合であった。そこで、「乍恐奉願上候御事（苗字免許願）」（参考写真参照）のように寛政11年（1799）に既に別件で苗字を許可されていた早川清太夫を除く立合役5名が尾張藩へ苗字使用許可を願い出て、翌年に許可されている。

尾張藩は享和3年（1803）に幕府・他藩同様に、原則として苗字を先に与え、その後に帯刀を免許する形に改めている（「百姓共苗字帯刀并御目見自分一札差免方取扱究」）。しかし、立合役への苗字帯刀付与に関してはしばらくこの原則が適用されなかった。二代目武田新蔵晨吉は、文政2年（1819）に立合役となり、文政四年に役儀につき帯刀が免許されるが、苗字は他藩との掛合時のみ名乗ることに限定して許された。彼が、役儀につき苗字を名乗ることが許可されるのは翌5年になってからである。なお、彼はその後、一代切苗字帯刀御免を得ているが、こちらは文政9年に苗字、文政12年に帯刀の順で藩から許可されており、その順番は享和3年の変更準拠していた（竹田家文書）。

その後、尾張藩は天保14年（1843）に本陣・脇本陣・問屋・立合役など家筋・役儀を継承した者に願い出れば親同様に苗字帯刀や宗門自分一札を与えていたそれまでの状況を改め、幕府に準ずる形で「孝行者其外行跡宜奇特之聞等各別之訳有之」場合に限り褒美として苗字帯刀を許可する方針を打ち出す。これにより、清洲の立合役や本陣なども家督相続時に苗字帯刀などの特権を継承できなくなってしまう。結果、他藩の者に接する機会が多い清洲の宿役人たちは苗字帯刀を得られないため、「先様御取扱品も不宜敷」はなはだ迷惑する状況に陥ってしまう。そこで、安政5年（1858）に清洲宿では本陣・林惣兵衛、問屋本陣携帯・櫛田源兵衛ほか8名の宿役人らが清洲代官茜部伊藤五へ以前の通り宿役人らへ苗字帯刀を免許していただきたいとの願書を差出している（櫛田家文書）。

もっとも、この頃になると尾張藩では藩へ献金する代わりに苗字帯刀を許可する慣習ができあがっており、清洲の宿役人たちも献金を通じて苗字帯刀などの特権を得るようになってゆく。

（長屋隆幸）

## ●コラム 5 非常守

非常守（非常衛）は陣屋守とも呼ばれる農兵で、文政年間（1818～1829）に美濃国尾張藩領太田代官所に代官所警固の目的でおいたのが始まりだとされる。美濃国鵜沼村の山田好春が明治になって士族に編入してもらった運動を行った際に提出した由緒書によれば、文政5年（1822）に曾祖父が非常守に任じられ、太田陣屋と記した高張提灯・手提灯を下付され農兵10人の附属を受け、手当として年12両下賜されたという。また、祖父も非常守に任じられ文久元年（1861）の和宮江戸下向時や元治元年（1864）の天狗党通行時に警固にあたったという。なお、美濃において非常守が尾張に先んじて設置されたのは、飛び地であり非常時に迅速に名古屋城下から軍勢を送ることができず、その代替兵力が必要とされたためと考えられる。

ところで、尾張藩では百姓・町人が武芸の稽古を行うことは禁じられていた。しかし、幕末になると尾張藩内でも帯刀人を中心に百姓・町人らがひそかに武道稽古を行うようになる。清洲近隣では帯刀人武田新蔵晨正がその中心であった。新蔵は尾張藩士伊藤孫兵衛に師事し、円明流剣術を習っていた。円明流とは、宮本武蔵が二天一流を作る前に名乗っていた流派名で、武蔵が尾張に数年滞在した時に尾張に根付き、弟子の竹村与右衛門らにより継承された剣術である。新蔵は自分の居宅に剣道場を作り、清洲宿の本陣林国次郎や脇本陣の櫛田佐太郎ら宿の有力者たちを中心に稽古に励んでいた。なお、新蔵たちは[58]に「御国恩之為百姓中帯劔相濟居申候分丈ハ武芸執行ニ仕候様致度」とあるのように、帯刀人たる者は非常時には藩の兵力の一端を担うべきであり、そのために武芸を修業すべきと意識を持っていた。

そのような中、安政元年（1854）の開国以降、世情が極めて不安定になり各地に跋扈した尊皇攘夷派の志士らが尾張国内にも出没するようになったため、藩は治安維持強化を行う必要性に駆られる。そこで、文久3年（1863）に尾張藩は非常守を尾張国内においても設置することとし、武術修業を行っていた帯刀人を中心に町民・百姓らを取り立てて治安維持を担わすようになる。この時に、尾張国内で非常守が置かれた地域は北方・清洲・佐屋・小牧・水野・鵜多須代官所管轄地域で、大代官所・横須賀代官所・鳴海代官所支配地域では設置を確認することができない。大代官所支配地域で設置の確認ができない理由は不明であるが、横須賀・鳴海両代官所支配地域に設置されなかったのは、すでに嘉永期（1848～53）に海岸防備の目的で海岸守と呼ばれる農兵隊が組織されていたからとされる。

各代官所は、非常守の指揮官たる下裁許人を帯刀人など村々の有力者の中から数名まず選び、その下裁許人たちに非常守の選定を行わせる形式で非常守の人選を行った。また、既に非常守が設置されていた太田代官所では、下裁許人が新たに任命されている。この時に選ばれた下裁許人の人数は代官所によりまちまちであり、非常守人数も20ないし40名程度とこれも代官所により差があった（表1）。なお、代官所によってはその後下裁許役・非常守を増やしている所も見られる。

さて、文久3年（1863）に清洲で非常守に選ばれた人数は40名、翌年4名追加され全部で44名であった。下裁許人には、清洲神明町分武田新蔵・落合村佐藤鉄次郎・小塚村原平三郎・落合新田鈴木治右衛門の4人が選ばれた。部隊編成は武田・佐藤を頭とする一番組20名と鈴木・原を頭とする二番組20名に分かれ、さらに組は一番手組・二番手組の二組に分けられていた。もっとも、日頃の訓練や治安維持のための見廻りはそれぞれの組ごとに行われたが、非常時には一番組・二番組混成で一備を作り出陣することになっていた。

ところで、武田らは非常守を選定するにあたり、自分の道場で円明流を共に学んでいる者たちを多く採用している（表2）。また、尾張藩は各陣屋の非常守らへ藩士近藤勝之右衛門へ入門して陣屋で稽古

表1 各陣屋非常守人数

代官所名	支配石高	下裁許人（文久3年時）	非常守人数（文久3年非常守設置時）	下裁許人（非常守設置時以降）	非常守人数（非常守設置時以降）
清洲代官所	14万7437石余	武田新蔵、佐藤鉄次郎、鈴木治右衛門、原平三郎	40名	林捨之助、石黒半三郎（明治期）	44名（元治元年時）
水野代官所	6万1310石余	堀尾茂助、林金兵衛	40名	堀尾茂助、大島仁右衛門、林金兵衛、梶田喜左衛門（慶応4年時）	
佐屋代官所	7万4053石余	黒宮織之助、佐藤太兵衛、大河内竹右衛門、服部鉄四郎	24名		
鵜多須代官所	7万6764石余	則竹勘七、津坂兵内、浅野直十郎、越村林左衛門	44名		46名
北方代官所	8万7193石余	林九郎左衛門（尾張方。美濃方は不明）	尾張方20人（美濃方は不明）		
太田代官所	5万6407石余	日江伝兵衛、堀部忠平、岸庄太郎		日江伝兵衛、堀部忠平、岸庄太郎、堀部友作、岸市郎二、尾石安右衛門（元治元年時）	73名（元治元年時）

この他に非常守は上有知代官所支配の村々にも設置されたが、詳細は不明。

するように命じたが、武田らはすでに円明流を学んでいるので伊藤にそのまま師事して円明流を修業したいこと、また10日間に2日の陣屋での稽古のみでは足りないので自宅の道場でも有志を集め稽古したいと申し入れ許可されている。

なお、明治維新を迎えると清洲代官所支配の非常守は朝日隊とその名称を変え、その指導者も石黒半三郎・林捨之助へと代わる。そして、明治2年(1869)の稲沢騒動に際しては藩側の兵力として出陣し、一揆の鎮圧にあたるなどの任についている。(長屋隆幸)

表2 清洲非常守人名

人名	居住地	所属組	流派	備考
武田新蔵	神明分	一番組一番手組	円明流	非常守下裁許人。
佐藤鉄次郎	落合新田	一番組二番手組	円明流	非常守下裁許人。
伊藤善七	土器野新田	一番組一番手組	円明流	伊東七助倅。
武田吉右衛門	神明町横町	一番組一番手組	円明流	清洲宿立合役衆・武田長兵衛家分家。
武田圭治	清洲神明町分	一番組一番手組	円明流	清洲宿立合役衆・武田長兵衛倅。
武田市左衛門	神明町横町	一番組一番手組		武田吉右衛門分家、屋号・鍋屋、明治初年副戸長
丹羽助三郎	寺野村	一番組一番手組	一刀流	清洲惣庄屋丹羽助十郎倅。
丹羽裕次郎	萱津村	一番組一番手組	円明流	
山田喜三郎	田中町	一番組一番手組	一刀流	油屋喜兵衛倅。早川家別家。
伊藤勘治郎		一番組一番手組、 のち二番組		
石黒半三郎	田中町	一番組二番手組	一刀流	石黒半之右衛門倅。祖業なる雑貨販売に従事。非常守から改組された朝日隊隊長。明治以降は副戸長・町長など歴任。
河村吉造	小塚分	一番組二番手組	円明流	
早川岩太郎		一番組二番手組	一刀流	早川善左衛門倅。
林捨之助	清洲神明町分	一番組二番手組、 のち二番組	一刀流	清洲本陣・林惣兵衛倅。後に、非常守から改組された朝日隊隊長。
本多秀三郎	土器野新田	一番組二番手組	円明流	
吉田幾三郎	田中町分	一番組二番手組		
武田圭吾		一番組二番手組	一刀流	
林喜十郎		一番組二番手組	円明流	元治元(1864)年2月に持病持ちのため退役したきとの願を提出。
山田武右衛門		一番組二番手組		
伊藤利兵衛	田中町	一番組	一刀流	庄屋清七倅。家業は瓦屋を営む。
萩須治郎左衛門		一番組		
梶浦勝助		一番組	円明流	元治元(1864)年に任命。
加藤恵三郎		一番組	円明流	元治元(1864)年に任命。
早川清太夫	田中町	一番組	円明流	清洲惣庄屋。富豪、金貸・質屋・味噌溜商。元治元(1864)年に任命か。
山田寛二郎		一番組		
若原延(信)蔵		一番組	円明流	元治元(1864)年に任命。
鈴木治右衛門	落合新田蓮花寺	二番組		非常守下裁許人、豪農、この家先に寛文9(1669)年五条川瀬替えに功績あり。
原平三郎	小塚村	二番組		非常守下裁許人
太田宗九郎	落合新田	二番組	一刀流	落合新田庄屋造右衛門倅。
森善助	下之郷	二番組	一刀流	寛文9(1669)年の五条川瀬替えに功績あった家。
足立与兵衛		二番組か		
石黒長右衛門		二番組か		
伊藤喜十郎		二番組か		
内田武右衛門		二番組か		
大庶孫右衛門		二番組か		
大杉八郎二		二番組か		
大杉茂右衛門		二番組か		
河村武右衛門	清洲市場分桑名町	二番組か	円明流	市場分庄屋河村武兵衛倅。
木村喜十郎		二番組か		
住田周三郎		二番組か		
田島長平		二番組か		
富田藤三郎		二番組か		
内藤小伝治		二番組か		
中宮池小伝治		二番組か		
林浜太郎		二番組か		
山田光太郎		二番組か		

竹田家文書、『清洲雜誌稿』から作成。太字は当初の下裁許役。

## VI 清洲の懐古と城跡の保存

現在の清須市の中心にあり、郷土のシンボルとなっているのは、清洲城跡に設けられた清洲公園と模擬天守であろう。清洲越の後、荒廃した城跡が保護され公園として整備されるに至ったのは、地元の文人たちによる一世紀以上にわたる活動の結果であった。その中心にいたのが武田（竹田）家や林家、櫛田家の人々である。

18世紀中期に完成した尾張藩による最初の藩撰地誌である『張州府志』は、郡別の編纂にもかかわらず巻十に「清洲志」の項目がたてられ、清洲の沿革・人物・社寺などの事蹟が詳しく紹介された。この形式は次の『尾張志』（天保15年〔1844〕）にも引き継がれ、かつての「国府」であった清洲への懐古と関心が高まっていく。こうしたなかで清洲文化人の代表的存在であった武田載周は文政12年（1829）に『清洲志』を編纂する。史料を博搜して清洲の歴史と伝承を網羅した『清洲志』は清洲郷土史の先駆けとなった。

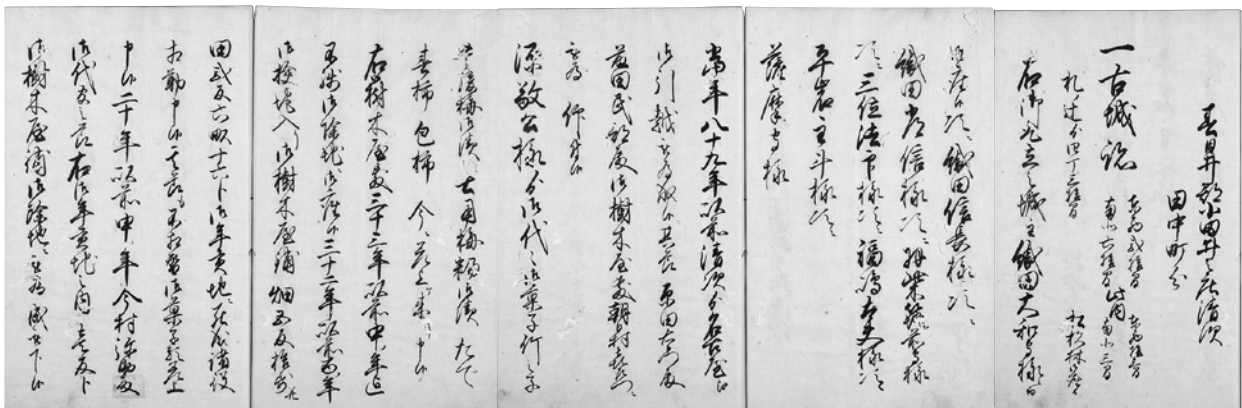
清洲への懐古は清洲城跡への歴史的関心をともない、城跡保護の取り組みがはじまる。清洲城の場合、それは織田信長の功績顕彰と相俟って進められた。清洲総年寄の武田農業は弘化4、5年（1847、8）ごろに「右大臣織田信長公古城跡」と刻んだ碑を本丸跡に建て、その子農正は安政の初年（1854）に清洲古城跡信長公祭を發起する。そして本陣役となる林格が文久2年（1862）に「清洲城墟碑」を建て、清洲城跡を「覇業開創之地」、すなわち信長の天下統一事業の起点と位置づけた。彼らによって清洲城跡と信長の強い結びつきが形成されたのである。

こうした清洲城跡の保護と信長顕彰は近代へと継承される。明治30年（1897）ごろに、竹田農正、林良泰、櫛田利和ら清洲の有志が集まり清洲古城跡保存会を結成し、清洲城跡の保護と拡張および信長を祀る神壇造営をめざして活動を始めた。現在のような清洲公園が誕生するのは大正11年（1922）である。その地に竹田農正の長子銀太郎は桶狭間出陣の姿を彫像した信長の銅像を建立する。清洲城跡は清洲の歴史を回顧し、かつ信長の功績を顕彰する場として現在にいたっている。

### [68] 春日井郡小田井之庄清須書上ケ之帳 元禄12年（1699）9月 〈日下部家文書 個人蔵〉

清須村庄屋平八郎が郡奉行所稲垣甚右衛門へ提出したもので、古城跡（清洲城跡）・屋敷跡の現状と由緒、清須宿からの里程、村高・人口などがまとめられている。尾張藩は前年から「尾張風土記」の編纂を始めているので、その史料として作成を命じられたものではないだろうか（「尾張風土記」は未完のまま中断、遺された草稿が次の「張州府志」編纂に利用された）。

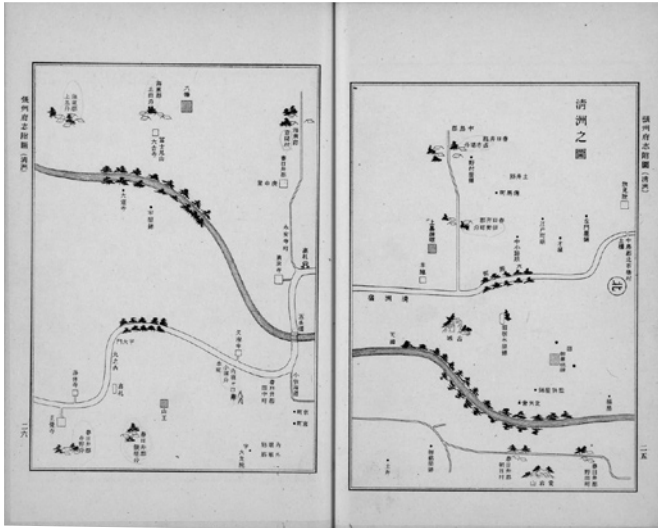
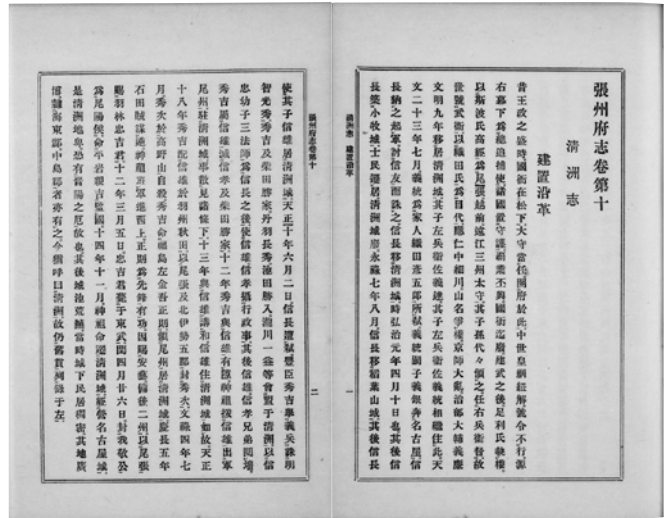
古城跡についてみると、現状は東西20間・南北60間、その内東西13間・南北3間が松杉林とあり、取立（築城）の城主は織田大和守（敏定）とされる。また尾張名所図会などが紹介する「御樹木屋敷」の由緒も記されている。他の地誌ではみることができない情報もあり、興味深い史料である。



[69] 『張州府志』 卷十「清洲志」、附図「清洲之図」

大正3年（1914）発行  
 〈名古屋大学文学研究科所蔵〉

宝暦2年（1752）に尾張藩主徳川宗勝が松平秀雲（君山）に命じて編修した最初の藩撰地誌である（写真は大正年間の名古屋史談会発行本）。全30巻、附図1巻。郡別で構成されるなか特別に「清洲志」が設けられ、また附図には「清洲之図」が収録された。「清洲志」の項目を立てた理由については、かつての清洲城下は春日井・海東・中島の三郡にまたがっており、今もなおその地を「清洲」と呼んでいるので旧慣によったとする。遷府後も清洲を一つのまとまった地域とみなす意識が残っていたことがわかる。この形式は継承され、次の藩撰地誌である『尾張志』も府志に倣って「清須の部」が設けられた。



[70] 武田載周『清洲志』 明治44年（1911）写本 〈名古屋市鶴舞中央図書館所蔵〉

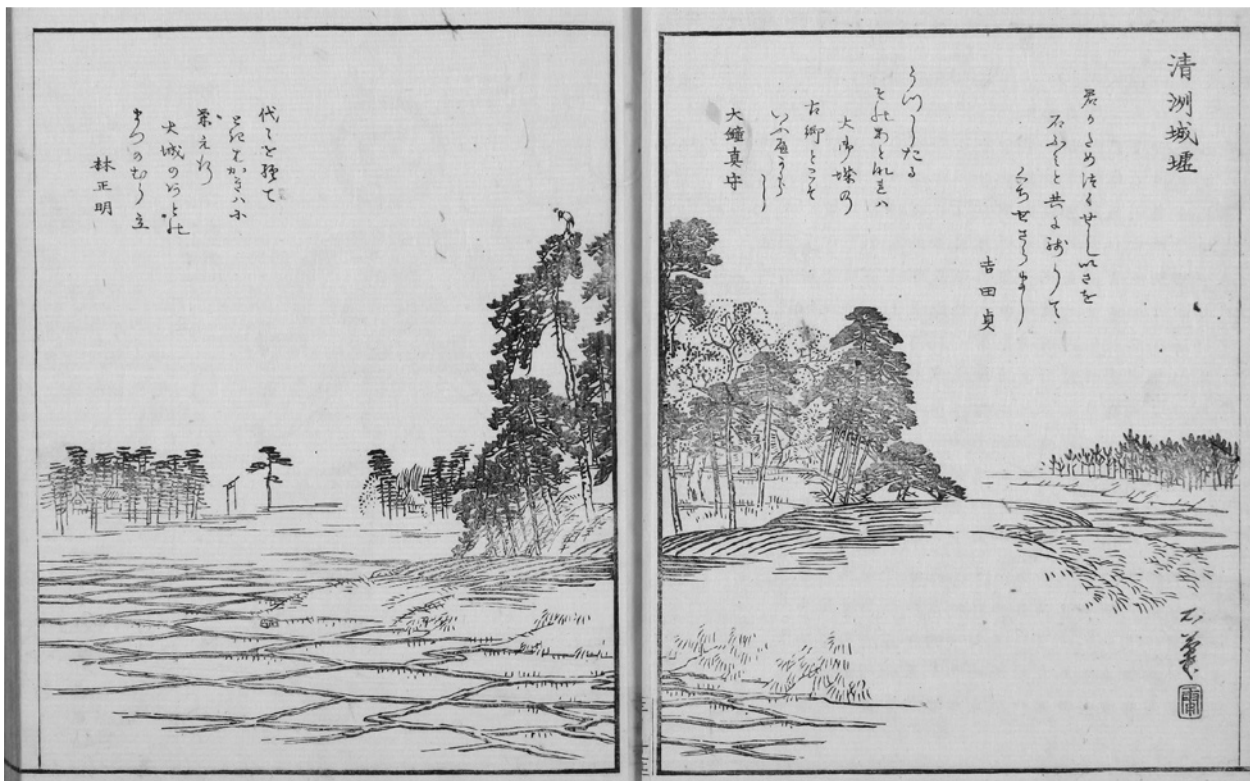
『張州府志』に触発されて、清洲文化人の中心的存在であった武田載周が文政12年（1929）に編修した清洲の地誌。清洲の書家・柳沢維賢と明倫堂教授の泰鼎が序文を寄せて推奨する。全5巻からなり、巻1は城墟・宅址・旧号・壤地、巻2は古事今行、巻3に織田家と斯波氏の系譜、歴代城主および人物、巻4は神社仏閣、最後が附録という構成である。挿絵に城墟図や清洲壤地図などを載せる。清洲郷土史の出発点であり、「清洲文化史上の珠玉」とも評される（『清洲町史』）。なお、展示資料は明治44年に名古屋市史編纂係が林良泰蔵本を借り受け謄写したものである。



[71] 『尾張名所図会』後編卷之三「清洲城墟」 明治13年（1880）発行 〈名古屋大学文学研究科所蔵〉

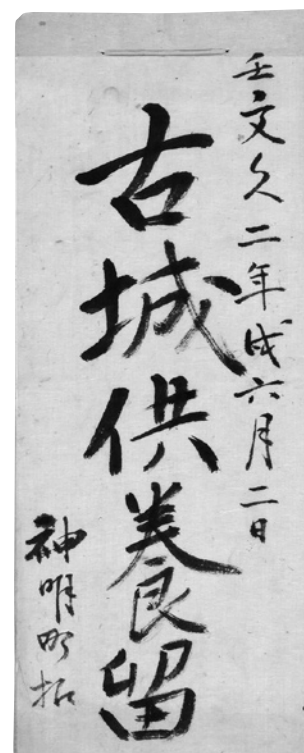
名所図会には、美濃路の宿駅として「繁華の一都会」となった清須の絵図や琉球人が清須駅本陣に憩う図、「当国第一の奇観」である清須花火、かつての城下の氏神であった山王社、そして清洲城墟など清洲に関する多くの挿絵が載っている。

清洲城は名古屋遷府後に廃城となり、城跡は新田として開発された。名所図会の「清洲城墟」は田畑に囲まれた19世紀中頃の本丸跡の姿を伝えてくれる。よくみると本丸跡の樹木の間に小さく碑が描かれているのが確認できる。清洲の文人らによって建てられた記念碑であり、城跡の保護が図られつつあったことがわかる。



[72] 古城供養留 文久2年（1862）6月2日 〈日下部家文書 個人蔵〉

安政初年（1854）に武田<sup>ときまさ</sup>晨正は清洲古城跡信長公祭を發起し、武田新助らの賛助を得て祭祀を執行した。『清洲見聴誌』によれば、はじめは微々たる私祭であったが、後に日下部善蔵らも加わり、各戸を勧誘して神明町と田中町の共同祭になったという。本史料はその日下部家に残る公祭に関する記録であり、寄附金の書上と入用払方覚からなる。なお、祭日の陰暦6月2日は本能寺の変があった日である。

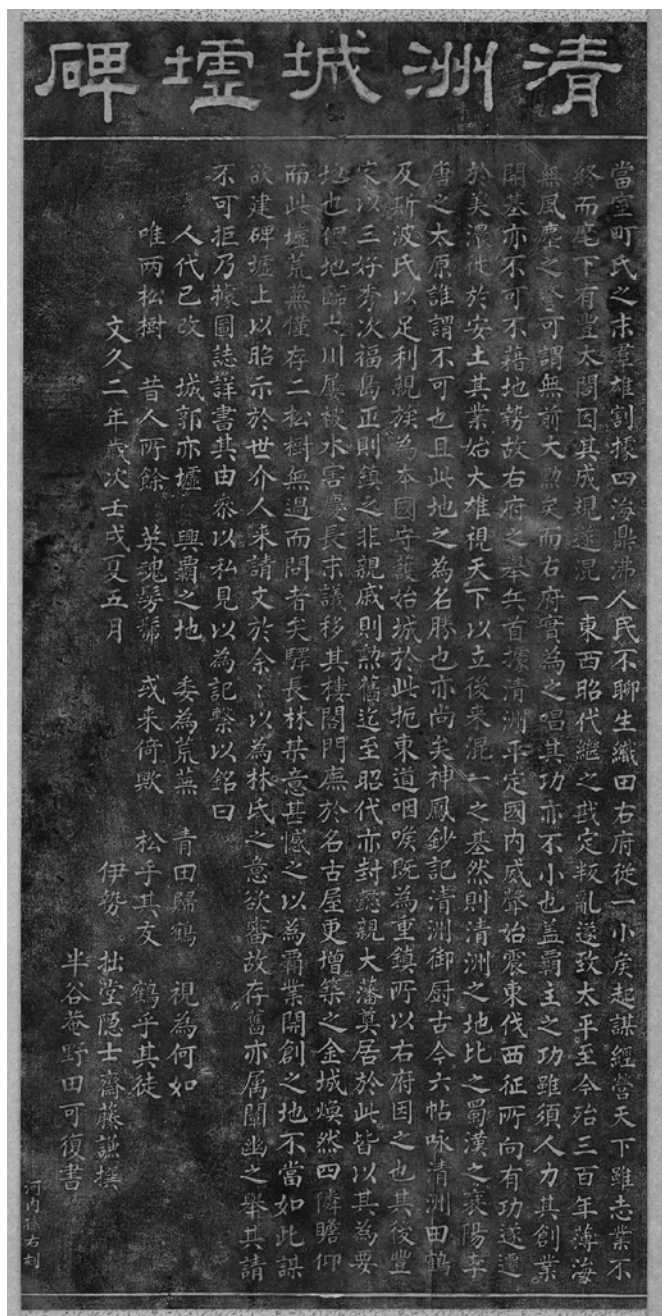


[写真2] 「右大臣織田信長公古城跡」碑、「清洲城墟碑」および拓本

現在の清洲城跡（清洲公園）を訪れると多くの記念碑をみることができる。そのなかで最初に建立されたのが「右大臣織田信長公古城跡」碑である。建立者は武田新蔵家の三代目<sup>とさなり</sup>農業。五条川に埋没していた古墨石を発見し、これに尊寿院雲阿僧正が揮毫した文字を刻んで、弘化4,5年（1847,8）ごろに建てたものという（『清洲雑誌稿』）。

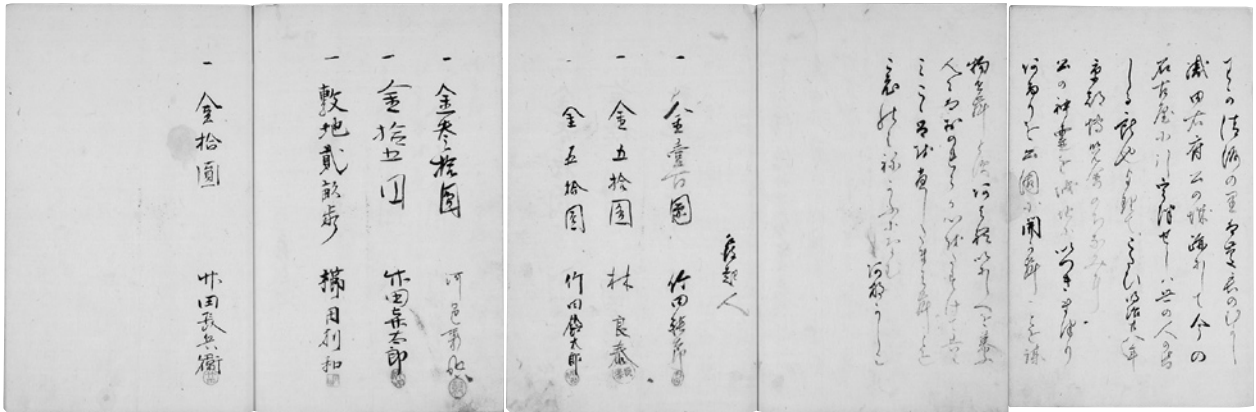
その隣に建つ「清洲城墟碑」は文久2年（1862）5月の建碑である。9代目の本陣役となる林恪（国次郎正忠）が兄総左衛門正次の遺志をついで建立した。撰者は津藩の儒者として名高い斎藤拙堂<sup>せつどう</sup>、書者は野田可復<sup>かふく</sup>、刻者は河内屋孫右衛門である。碑文の内容は、群雄割拠を統一して太平の世を築いた信長とそれを継いだ秀吉の功績を讃え、その創業開基は清洲を本拠として尾張を平定したことに始まること、それゆえ清洲は蜀漢の襄陽、唐の太原に比するとし、最後に林が建碑を思い立った経緯が刻まれる。

江戸時代において清洲城は、尾張国の守護であり該城を築いた斯波氏の居城であると認識されていた。『尾張志』も「斯波武衛家居城跡」として紹介している。それを織田信長の居城としたのは武田農業をはじめとする地元清洲の文人たちであった。農業は清洲城跡を信長の「古城跡」と標示し、林は「覇業開創之地」と位置づけて顕彰した。清洲城跡の保護活動は信長顕彰として展開いき、近代になって清洲古城跡保存会が結成されることになる。（拓本は清洲市民センター提供）



[73] 寄附金人名録（明治28年〔1895〕頃）〈竹田家文書〉

1890年代になると清洲古城跡信長公祭を発起した竹田（武田）晨正を中心に清洲城跡の保存活動が本格化する。寄付金人名録はその始まりを示す史料である。明治28年の京都博覧会（第4回国勧業博覧会）にちなんで信長公の神霊を城跡に斎祀り、辺りを公園とする構想をたて、まず発起人7名が資金と土地を寄附したことが記されている。7人は竹田晨正の長男・銀太郎と一族の竹田長兵衛・鈴木太郎・喜太郎、元脇本陣の榊田家を嗣いだ榊田利和、後に清洲雑誌稿を著す医師の林良泰、清洲銀行頭取等を勤める大地主の河邑新吾であった。



[74] 清洲古城跡保存会寄附帳と支部印（明治32年〔1899〕頃）〈竹田家文書〉

清洲城跡の保存と拡張をめざす竹田晨正らは、明治31年7月に御料地（皇室の所有地）となっていた清洲城跡地6畝27歩の20ヶ年期無償貸下を実現させると、清洲古城跡保存会を組織する。同会は名望家からなる名誉会員と寄付金の多寡に応じて区分される世襲会員・特別会員・通常会員・賛成会員で組織され、事務所を清洲町、支部を名古屋市に置いて活動した。

2冊の寄附帳はいずれも保存会支部のものである。寄附者は県内のみならず東京・大阪・京都などにもわたっており、保存会が広範囲で活動を展開したことがわかる。同会はこれらを財源として、古城跡（碑が建っている本丸跡）の地盤崩壊を防ぐための石垣を築き、石柵を設け、また五条川までの古城跡東の地所を買い上げて樹木を植栽し、休息所を設け、風致を整えるのであった。







[76] 奉納作品の募集趣意書と奉納和歌短冊 明治32年(1899)2月 〈竹田家文書〉 \*口絵13

清洲古城跡保存会は活動の一環として織田信長に奉納する歌詩書画俳句を広く募集した。明治に入ると竹田晨正や榊田利真の斡旋により清洲歌壇の清流吟社が設立される。清洲古城跡保存会の結成にはこの清流吟社の創立メンバーが多く参集しており、清洲城の保存活動はこうした文化サークルを土台に展開したのである。

清洲古城跡保存会の募集に対して奉納された和歌や漢詩は竹田家文書のなかに150点ほど残っている。名古屋からのものが多いが、賛成者に名前があった岐阜・三重・東京・京都・大阪はもちろん信州松本からも少なからず奉納があった。

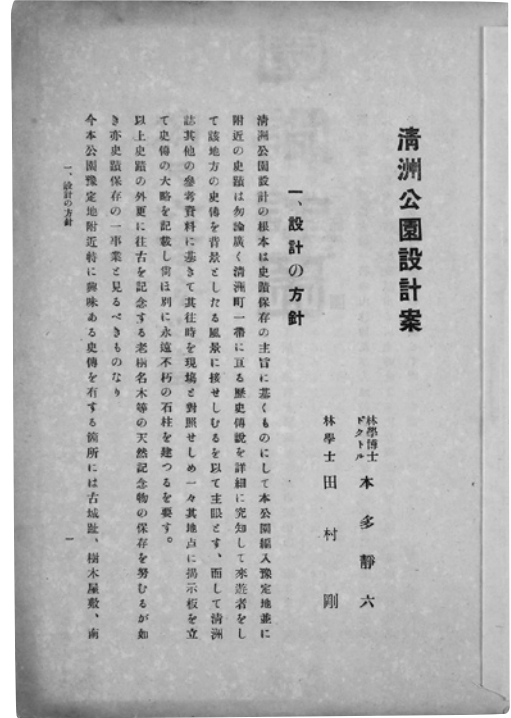
[77] 本多静六・田村剛「清洲公園設計案」

大正6年(1917)12月 〈榊田家文書 個人蔵〉

清洲城跡は大正年間に清洲公園として整備され面目を一新する。これは当時の愛知県知事松井茂が、秀吉生誕地の中村、信長本拠地の清洲、家康生誕地の岡崎の跡を史跡公園として整備し、その保存を企図したことによる。清洲町もこれに賛同し、大正8年度から4ヶ年継続事業として、県が半額補助する形で公園整備が進められた。

このとき三公園の設計を依頼されたのが全国各地の公園設計に携わった東京帝国大学農科大学教授の本多静六である。本多は弟子の田村剛とともに来県して清洲古城跡等を実地踏査し設計案をまとめた。それは、第一に史蹟保存の主旨にもとづき城跡および周辺の史蹟を記念するに足る施設とすること、第二に清洲町民の娯楽的遊園地を新設することを設計方針としていた。この設計案にもとづき清洲城跡は史跡公園として生まれ変わるのである。

\*口絵14に清洲公園設計図を掲載。



[写真3] 織田信長公像

現在も清洲公園に建っている桶狭間への出陣の姿を彫像した織田信長像は竹田銀太郎の建設による。同氏は、中村公園の豊国神社、岡崎公園の龍城神社と同じく公園の中心をなし、公園設置の精神を表すものとして、この銅像の建設を思い立ったという(『清洲見聴録』)。除幕式は昭和11年(1936)2月に挙行され、来賓200余名、清洲小学校生徒1000余名の参列があり、信長の末裔にあたる織田信恒子爵の「感謝の辞」も読まれた。銀太郎の祖父農業は弘化年間に「右大臣織田信長公古城跡」碑を建てた人物であり、父の晨正は明治になり清洲古城跡保存会を組織し、銀太郎の代に清洲公園が誕生する。竹田(武田)新蔵家は三代にわたって清洲城跡の保存と信長顕彰に努めたのであった。

その結果、竹田銀太郎が除幕式において述べたように、「信長の偉大なる事蹟によって我が清洲の名は広く世間に知られるところとなり、信長と清洲は人々が常に連想するほど周知となった」のである。



## 《主な参考文献》

- 安藤直太郎「清洲あれこれ—俳書「清洲廓」を読みて—」(『郷土文化』30-1 清洲特集号 1975年)  
安藤保「清須、河村新蔵札」(『月刊収集』35-1 2010年)  
池田まき子『花火師の仕事』(無朋舎出版 2005年)  
石原竹次郎『清洲見聴誌』(財団法人竹田聴世奉仕会 1941年)  
市木武雄『梅花無尽蔵注釈』第1 (続群書類従完成会 1993年)  
市橋鐸・服部徳次郎『中京俳人考説』(文化財叢書71 名古屋市教育委員会 1977年)  
岩橋勝「近世の貨幣・信用」(桜井英治・中西聡編『新体系日本史12 流通経済史』山川出版社 2002年)  
江口春太郎『花火ものがたり—狼煙から現代花火まで—』(中日新聞本社 1982年)  
奥野高広『増訂 織田信長文書の研究』上巻(吉川弘文館 1988年)  
小澤正夫『宮本武蔵 二刀一流の解説』(吉川弘文館 1986年)  
小野里公成『日本の花火』(筑摩書房 2007年)  
勝亦貴之「日本近世の貨幣流通に関する試論」(『歴史の理論と教育』117 2004年)  
桂川宙峰「尾張藩草莽隊に関する一考察」(名古屋大学卒業論文 2004年)  
鬼頭勝之「蟹江新田戸谷家旧蔵文書について—『尾張藩在郷名家録』を読む—」(『郷土文化』62巻1号 2007年)  
児玉幸多『宿場』(東京堂出版 1999年)  
小林延人「維新名古屋の通商政策」(『歴史と経済』204 2009年)  
斎藤夏来「織田氏嫡流の形成と五山文学」(『織豊期研究』11 2009年)  
笹間義彦『図説 日本武道辞典』普及版(柏書房 2003年)  
さるみの会編『東海の俳諧史』(泰文堂 1969年)  
清水武夫『花火の話』(河出書房新社 1976年)  
下村信博「文献からみた清須城下町の変遷」(東海埋蔵文化財研究所編集発行『清須—織豊期の城と都市—』〈研究報告編〉1989年)  
杉本精宏「尾張藩財政と尾張藩社会」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第4 清文堂出版 2009年)  
鈴木正貴「発掘調査からみた清須城下町—特に町場構造を中心として—」(『知多半島の歴史と現在』8 1997年)  
津田心助『贈従五位林金兵衛』(贈従五位林金兵衛翁顕彰会 1925年)  
所三男「尾張藩の財政と藩札」(1)～(4) (『社会経済史学』4-7・8・10、5-1 1934～1935年)  
所三男「藩政改革と明治維新(尾張藩)」(『社会経済史学』22-5・6 1956年)  
鶴見誠良「近代の貨幣・信用」(桜井英治・中西聡編『新体系日本史12 流通経済史』山川出版社 2002年)  
羽賀祥二「清洲城跡と記念碑の建立—地方名望家による歴史の創出—」(『歴史の理論と教育』98 1997年)、のち羽賀『史蹟論』(名古屋大学出版会 1998年)に収録  
服部徳次郎「清洲の風土と文化人—国学と俳諧の宿駅—」(『郷土文化』30-1 清洲特集号 1975年)  
林秀夫編『日本名所風俗図会』6 東海の巻(角川書店 1984年)  
林良泰『清洲雑誌稿』1～7 (未刊本 個人蔵)  
林良幹『清須城回顧録』(林秋子発行 1943年)  
藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会 1985年)  
細谷政夫・細谷文夫『花火の科学』(東海大学出版会 1999年)  
守山古文書の会「小幡村御触留・大島家永代記」(『もりやま』15号 1996年)  
守山古文書の会「小幡村御触留」(『もりやま』18号 1999年)  
山中雅子「尾張藩の近江八幡支配」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』清文堂出版 2001年)  
山中雅子「尾張藩領有下の近江八幡町調達金について」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第2篇 清文堂出版 2004年)  
吉田忠雄・丁大玉『花火学入門』(ブレアデス出版 2006年)  
若井正「加茂・可見地方草莽運動史」(『岐阜史学』67号 1976年)  
『部門展 尾張の鋳物師』(名古屋市博物館編集発行 1983年)  
『図録日本の貨幣5 近世信用貨幣の発達(1)』(日本銀行調査局編 東洋経済新報社 1974年)  
『清洲の文化財』1, 2 (清洲町教育委員会 1986, 1989年)  
『尾張藩在郷名家録』(ブックショップマイタウン 2007年)

『愛知県史』資料編17 近世3 2010年  
『愛知県史』資料編25 政治・行政2 1999年  
『一宮市史』上巻 1939年  
『新編一宮市史』資料編7, 8, 10 1967, 1968, 1971年  
『新編一宮市史』本文編(上) 1977年  
『新修稲沢市史』資料編12 近世地方3 1987年  
『尾張志』上・中・下 1891年  
『東春日井郡誌』 1923年  
『西春日井郡誌』 1923年  
『清洲町史』 1969年  
『佐屋町史』史料編5 1989年  
『新川町史』通史編 2008年  
『新川町史』資料編2 2007年  
『名古屋市史』政治編第2 1915年  
『名古屋市史』人物編第1, 2 1934年  
『新修名古屋市史』2, 3, 4, 5 1989, 1999, 1999, 2000年  
『尾西市史』資料編1 1984年  
『美濃加茂市史』通史編 1980年

名古屋大学附属図書館  
附属図書館研究開発室

館長・室長 松浦好治  
研究員 石川 寛  
研究協力 斎藤夏来  
辻 公子  
長屋隆幸  
清水禎子  
勝亦貴之

調査・展示協力

愛知県史編さん室 清須市教育委員会  
実成寺 大東急記念文庫  
名古屋市鶴舞中央図書館  
名古屋市博物館 名古屋市蓬左文庫  
名古屋城総合事務所  
名古屋大学経済学研究科  
名古屋大学文学研究科  
名古屋大学法学研究科

事務担当

情報サービス課長 増田晃一  
同課長補佐 黒柳裕子

朝日美砂子 安藤奈々 伊藤律治  
井上佳美 小川幹生 葛西有香  
桐原千文 日下部吉昭 櫛田 久  
塩村 耕 柴垣哲彦 下村信博  
中島雄彦 丹羽十郎 林 徳行  
半田 実 堀場好広 村木敬子  
山本祐子

(以上、50音順敬称略)

名古屋大学附属図書館2010年春季特別展（地域貢献特別支援事業成果報告）

## 尾張の古都・清洲と濃尾地域

—名古屋開府400年記念—

会期：2010年5月17日（月）～6月11日（金）

9：30～17：00（日曜日は閉室）

会場：名古屋大学中央図書館4階展示室

主催 名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

後援 愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市の各教育委員会

〈講演会〉

日時：2010年5月29日（土）13：00～15：30

場所：中央図書館5階多目的室

講師：羽賀祥二氏（名古屋大学大学院文学研究科長）

「近代史跡公園の成立—織田信長神話と清洲公園—」

展示解説：石川寛氏（名古屋大学附属図書館研究開発室研究員）

本図録の執筆者および担当項目は以下の通りである（執筆順）。

石川寛（はじめに、Ⅵ、コラム6）、斎藤夏来（Ⅰ、コラム1）、清水禎子（Ⅱ、コラム2）、  
辻公子（Ⅲ、コラム3）、勝亦貴之（Ⅳ、補論）、長屋隆幸（Ⅴ、コラム4、5）